

足立区公契約条例の手引

(平成29年度用)

平成29年3月

足立区



目次

	頁
1 条例制定の背景・経緯	3
2 用語の定義	4
3 条例概要	5
4 適用範囲	7
5 適用労働者の範囲	9
6 労働報酬下限額	10
7 労働報酬の定義と算定方法	11
8 賃金等の基準額	14
9 労務台帳の作成・提出	15
10 労働者等への周知	18
11 労働者等からの申出	19
12 報告及び立入調査	20
13 是正措置	20
14 契約解除、指定管理協定の取消し及び業務の停止	20
15 違約金	21
16 公表	21

<資料・様式>

	頁
資料1 公契約条例適用案件の流れ	23
資料2 公契約条例適用工事労務台帳	25
資料3 公契約条例適用委託労務台帳	26
資料4 公契約条例適用指定管理者協定労務台帳	27
資料5 公契約条例適用工事労務台帳表紙	28
資料6 労働者向け周知様式例（工事請負契約用）	29
資料7 労働者向け周知様式例（業務委託契約、指定管理用）	30
資料8 労働報酬に係る申出書	31
資料9 工事又は製造の請負の契約に係る平成28年度労働報酬下限額一覧	32
資料10 工事又は製造の請負以外の契約および指定管理者に係る労働報酬下 限額一覧	33
資料11 公共工事設計労務単価職種の定義	34

<関係法令>

	頁
足立区公契約条例	41
足立区公契約条例施行規則	47
足立区労働報酬審議会規則	50
足立区公契約等審議会規則	52
公契約約款特約条項（工事請負契約）	54
公契約約款特約条項（業務委託契約）	56
公契約約款特約条項（指定管理協定）	58
労働基準法（抜粋）	60
労働基準法施行規則（抜粋）	61
労働基準法第三十七条第一項の時間外及び休日の 割増賃金に係る率の最低限度を定める政令	62
最低賃金法（抜粋）	63
最低賃金法施行規則（抜粋）	63
足立区職員の給与に関する条例（抜粋）	64
臨時職員取扱要綱抜粋	64
地方自治法（抜粋）	65

1 条例制定の背景・経緯

長引く経済状況の低迷から脱出し、東日本大震災復興関連や公共事業、民間建設工事が増加しつつあります。一方、年々減り続けている建設業の就業者数に大きな変化はみられず、技能労働者の高齢化とともに建設現場の人手不足が深刻になっています。

足立区では工事契約の落札率が平成18年度以降90%を割り込んでいましたが、様々な見直しに取り組んだ結果、近年は約90%まで回復してきました。平成21年に野田市で初めて、公契約に係る業務に従事する労働者に支払うべき賃金の最低基準を受注者等に義務づける「公契約条例」が制定されてから、川崎市、相模原市、多摩市、国分寺市、渋谷区、厚木市が同様の条例を制定しました。足立区においても、公契約制度検討委員会での審議、事業者や労働者団体等へのアンケートを踏まえ、平成25年足立区議会第三回定例会で足立区公契約条例案が可決され、平成26年4月1日から施行される運びとなりました。(平成25年9月30日公布)

2 用語の定義

この手引きにおける用語の定義は、以下のとおりです。

1 公契約	区が締結する工事、製造その他の請負の契約
2 受注者	区と公契約を締結する者
3 受注関係者	①下請、再委託その他区以外の者から公契約に係る業務の一部について請け負う者 ②受注者又は①に規定する者へ労働者を派遣する者
4 労働者等	①受注者又は受注関係者に雇用され、公契約等に係る業務に従事する労働基準法第9条に規定する労働者 ②労働派遣法の規定により公契約に係る業務に派遣される者 ③自らが提供する役務の対価を得るため、受注者又は受注関係者との請負の契約により公契約に係る業務に従事する者
5 賃金等	①上記「労働者等」4-①又は4-②に該当する者がその雇用する者から得る賃金 ②上記「労働者等」4-③に該当する者が当該請負契約により得る収入
6 適用契約等	公契約条例の適用を受ける契約及び指定管理協定
7 適用労働者	公契約条例の適用を受ける契約及び指定管理協定に係る業務に従事し、公契約条例の規定が適用される労働者

3 条例概要

足立区公契約条例の主な内容は以下のとおりです。

事項	主な内容
(第1条) 目的	公契約に係る区の基本方針並びに区及び受注者が対等な立場と信頼関係をもとに締結する公契約において果たすべき責務を定めるとともに、公正、公平な入札・契約制度を確立し、安全かつ良質な事務、事業の執行を確保することにより、地域経済の活性化と区民福祉の向上に寄与することを目的とする。
(第2条) 定義	条例に掲げる用語の定義
(第3条) 基本方針	<ul style="list-style-type: none"> ①公契約の適正な履行により事務、事業を円滑に執行し、良質な区民サービスを確保すること。 ②労働者等の適正な労働条件の確保、安全な労働環境の整備を図ること。 ③地域経済の活性化に寄与する事業者を適正に評価し、区内業者の育成を図ること。 ④入札及び契約の過程並びに契約内容の透明性並びに公正、公平な競争を確保すること。 ⑤談合その他の不正行為排除を徹底すること。
(第4条) 区の責務	<ul style="list-style-type: none"> ①地域経済の活性化のため、区内事業者が積極的に競争に参加できる仕組みを作る。 ②工事成績評価制度により、公契約の安全性と優良な品質を確保する。 ③公契約の発注に際し、労働者等の労働条件の確保、労働環境の整備に留意するよう受注者に対し要請する。
(第5条) 受注者の責務	受注者として社会的な責任を自覚し、法令等を遵守するとともに、区が推進する施策に協力し、労働者等の労働条件の確保、労働環境の整備に努める。
(第6条) 適用範囲	<ul style="list-style-type: none"> ①予定価格が1億8千万円以上の工事又は製造の請負契約 ②予定価格が9千万円以上の工事又は製造の請負以外の請負の契約のうち施行規則で定めるもの
(第7条) 公契約に定める事項	<ul style="list-style-type: none"> ①労働者に対する労働報酬下限額以上の賃金等の支払 ②受注者と受注関係者との労働報酬下限額以上の賃金等支払の連帯責任 ③労務台帳の作成、区長への報告 ④労働報酬下限額等の労働者等への周知 ⑤区の立入調査等 ⑥是正措置 ⑦違反時の措置等 ⑧契約解除による違約金の徴収

事項	主な内容
(第8条) 契約解除	<p>区は受注者が次の事項に該当する場合は契約を解除することができる。</p> <p>①調査で求めた報告をしない、虚偽の報告をした場合</p> <p>②立入調査の拒否、質問に答弁しない、虚偽の答弁した場合</p> <p>③是正命令に対し、従わない、是正措置の報告をしない、虚偽の報告をした場合</p>
(第9条) 労働報酬下限額	<p>①公共工事設計労務単価や足立区臨時職員の賃金単価等を勘案し、区長が定める。</p> <p>②区長は、労働報酬審議会の答申を踏まえ、労働報酬下限額を定める。</p> <p>③労働報酬下限額を定めたときは告示する。</p>
(第10条) 労働者等の申出	<p>労働者等は、定められた賃金が支払われない場合は、区長又は受注者若しくは受注関係者にその事実を申し出ることができる。</p>
(第11条) 不利益取扱いの禁止	<p>申出を理由とした解雇、請負契約の解除等を禁止する。</p>
(第12条) 足立区労働報酬審議会	<p>労働報酬下限額の調査・審議</p> <p>委員内訳：学識経験者2名、事業者2名、労働者2名</p>
(第13条) 報告及び立入調査	<p>区長は、申出があったときその他必要なときは調査を行うことができる。</p> <p>①受注者に対して、必要な報告を求めること。</p> <p>②区の職員が事業所等へ立ち入り、書類等の閲覧、関係者への質問を行うこと。</p>
(第14条) 是正措置	<p>区長は、調査の結果条例違反が認められるとき、受注者には是正措置を命じる。</p> <p>受注者は、是正命令を受けた場合は、速やかに是正措置を講じ、区長に報告しなければならない。</p>
(第15条) 公表	<p>契約解除したとき又は公契約終了後に条例違反が判明した場合は、その旨を公表することができる。</p>
(第16条) 足立区公契約等審議会	<p>入札及び契約手続の運用状況、苦情申立て、公契約条例の運用状況について調査・審議</p> <p>委員内訳：学識経験者3名</p>
(第17条) 指定管理者との協定	<p>指定管理者と締結する公の施設の管理に関する協定で、施行規則で定めるものについて、この条例を適用する。</p>

4 適用範囲

公契約条例の適用を受ける契約及び指定管理協定は次のとおりです。

公契約等の種類	適用範囲
工事又は製造の請負の契約	<p>予定価格が1億8千万円以上の契約</p>
工事又は製造の請負以外の請負の契約	<p>予定価格が9千万円以上の次に掲げる契約</p> <ul style="list-style-type: none"> ①庁舎その他施設（指定管理者による管理を行わないものに限る。以下同じ。）における設備又は機器の運転又は管理の業務に関する契約 ②庁舎その他施設における電話交換、受付及び案内の業務に関する契約 ③前項に掲げるもののほか、区長が適当と認めた契約 <p>※③に該当する契約は、別途告示します。</p>
指定管理協定	<p>平成26年4月1日以後に指定管理者の公募を行う公の施設の管理で、次に掲げるもの</p> <ul style="list-style-type: none"> 区立保育園 都市農業公園、花畑公園桜花亭、元湊江公園・生物園 生涯学習センター 地域学習センター 区立図書館 地域体育館 総合スポーツセンター 東綾瀬公園温水プール 竹の塚温水プール 千住本町小学校温水プール 文化芸術劇場 西新井文化ホール こども未来創造館

- * 予定価格は、税込み（消費税及び地方消費税相当額）の金額です。
- * 契約方法（一般競争入札、指名競争入札、随意契約）は関係ありません。
- * 適用となる案件については、その旨を一般競争入札の公告、指名通知書、見積依頼書、指定管理者の指定の申請に係る告知等に記載し、事業者へ通知します。事業者は、公契約条例が適用される案件であることを承知した上で参加することになります。
- * 適用契約等を締結した受注者は、適用契約等に係る業務の一部を下請、再委託等により受注関係者に請け負わせる場合には、公契約条例が適用される契約であり、受注関係者にも規定が適用される旨を周知する必要があります。

特に適用労働者に支払う賃金等が基準額を下回ってはならないこと、労務台帳を毎月作成し受注者に提出することなどについて、受注関係者と取り交わす文書等に記載し、このことについて十分な理解を得る必要があります。

5 適用労働者の範囲

(1) 公契約条例の規定が適用される労働者等（以下、適用労働者）の範囲は次のとおりです。

<ul style="list-style-type: none">・受注者又は受注関係者に雇用され、適用契約等に係る業務に従事する者・指定管理者に雇用され、指定管理者が管理する当該公の施設の管理に係る業務に従事する者 (正社員、日雇い労働者、パート、アルバイト、等)
<ul style="list-style-type: none">・労働者派遣法の規定により適用契約等に係る業務に派遣される者・労働者派遣法の規定により指定管理者が管理する当該公の施設の管理に係る業務に派遣される者
<ul style="list-style-type: none">・自らが提供する役務の対価を得るため、受注者又は受注関係者との請負の契約により適用契約等に係る業務に従事する者（いわゆる一人親方）
<ul style="list-style-type: none">・指定管理者が締結する当該公の施設の管理に係る平常的に行われる業務の委託に関する契約に係る業務に従事する者。（「平常的に行われる業務」とは、「毎週1時間以上行われる業務」とする。）

* 適用労働者は、受注者に雇用される者だけでなく下請負者、再委託業者に雇用される者を含みます。

(2) 次に掲げる者は公契約条例の規定が適用されません。

<ul style="list-style-type: none">・同居の親族のみを使用する事業又は事務所に使用される者及び家事使用人
<ul style="list-style-type: none">・労働者ではない者（ボランティア、会社役員等）
<ul style="list-style-type: none">・最低賃金法第7条の規定により最低賃金の減額の特例を受ける者 (ただし、使用者が都道府県労働局長の許可を受けている者に限る。)
<ul style="list-style-type: none">・適用契約等に係る業務に直接従事しない者（事務員、材料の製造に従事する者等）
<ul style="list-style-type: none">・適用契約等に従事した時間が1ヶ月あたり30分未満の者
<ul style="list-style-type: none">・工事又は製造の請負の契約の場合における現場技術者 (現場代理人、監理技術者、主任技術者)
<ul style="list-style-type: none">・指定管理者が管理する当該公の施設に係る工事請負契約のうち、発注者が当該指定管理者又は当該指定管理者の再委託業者である工事に従事する者

6 労働報酬下限額

労働報酬下限額とは、適用契約等において、受注者及び受注関係者が労働者等に対して支払わなければならない賃金等の下限となる額で、1時間当たりを単位として決定します。

労働報酬下限額は、足立区労働報酬審議会からの答申を踏まえ、区長が毎年定め、告示します。

労働報酬下限額は、工事又は製造の請負契約については契約を締結した年度の労働報酬下限額を適用します。このため、複数年度に継続する場合、締結の翌年度以降に労働報酬下限額が改定された場合でもその適用は受けず、履行終了まで当初の労働報酬下限額を適用します。

ただし、工事又は製造の請負以外の請負契約（業務委託契約等）および指定管理者との協定に係る労働報酬下限額については平成28年度以降に対象となる、複数年にわたる契約等の場合、その年度ごとに定める最新の労働報酬下限額を適用します。

また、平成27年度以前に対象とした複数年にわたる契約等の場合、入札の公告または通知をした年度の労働報酬下限額が改正された最新の最低賃金を下回った場合、その効力発生日以後の労働報酬下限額は、東京都の最低賃金とします。

(1) 平成29年度労働報酬下限額の勘案基準

公契約等の種類	労働者の区分	勘案基準
工事又は製造の請負の契約	熟練労働者、一人親方	平成28年度公共工事設計労務単価の90%に基づき定める1時間当たりの金額 (P. 32 資料9参照)
	熟練労働者以外の労働者(※)	平成28年度公共工事設計労務単価の(軽作業員)の90%に基づき定める1時間当たりの金額に、70%を乗じて得た額 (1時間当たり 1,119円)
工事又は製造の請負以外の請負の契約	業務に従事する労働者	平成28年度足立区臨時職員単価(事務補助A)と同額 (1時間当たり 970円)
指定管理協定		(P. 33 資料10参照)

※ 労働者等の合意の下、見習い、手元等の労働者と使用者が判断する者を言います。

7 労働報酬の定義と算定方法

公契約における労働報酬とは、受注者、受注関係者から労働者等に支払われる賃金等をいいます。

契約の種類及び労働者に応じて労働報酬に算定する手当等は次のとおりです。

(1) 労働報酬の範囲

<算定対象とする手当等>

契約の種類及び労働者		手当等の例
工事又は製造の請負の契約	労働基準法第9条に規定する労働者であって熟練労働者	基本給（定額給）、出来高給、労働基準法第37条第1項及び第4項に規定する割増賃金（時間外・休日・深夜労働等に係る割増賃金）、家族手当、扶養手当、役職・現場・資格手当等（当該適用労働者の本来業務に対して支払われるもの）、有給休暇手当、精勤手当、実物給与（通勤用定期・食事代）、賞与（ボーナス等）
	熟練労働者以外の労働者	
	請負契約におけるいわゆる一人親方	公契約に係る作業に従事するために締結した請負契約における請負代金として支払われるもの（消費税及び地方消費税相当額を除く）。請負代金が、その業務に係る作業の出来高に応じて支払われる場合は、その支払われる額
工事又は製造の請負以外の請負の契約における労働者	時間外・休日・深夜労働の割増賃金の算定の基礎となる賃金及び時間外・休日・深夜労働の割増賃金のうち当該適用契約等において従事した作業に係る部分	
指定管理協定		

<算定対象から除く手当等>

契約の種類及び労働者		手当等の例
工事又は製造の請負の契約	労働基準法第9条に規定する労働者であって熟練労働者	各職種の通常の作業条件・内容を超えた特殊な労働に対する手当、使用者の責に帰すべき事由により労働者を休業させたことに対する休業手当。労働者持ちの工具、車両の損料等賃金ではなく経費の負担にあたる手当。
	熟練労働者以外の労働者	
	請負契約におけるいわゆる一人親方	調達した資材や持ち込んだ機械等に係る経費
工事又は製造の請負以外の請負の契約における労働者		家族手当、通勤手当、別居手当、子女教育手当、住宅手当、臨時に支払われた賃金、1ヶ月を超える期間ごとに支払われる賃金
指定管理協定		

- * 工事又は製造の請負の契約における熟練労働者及び熟練労働者以外の者の各手当等の詳細は、公共事業労務費調査連絡協議会の「公共事業労務費調査の手引き」にある手当の基準内・外の区分に準じています。
- * 工事又は製造の請負以外の請負契約（業務委託）及び指定管理協定における労働者等の各手当等の詳細は、労働基準法第37条、労働基準法施行規則第20条及び21条に準じています。
- * 労働報酬は、税金や社会保険料等を控除する前のものであって、実際に手元に支払われる、いわゆる手取り賃金とは異なります。
- * 上記における手当等の名称は、法令で用いられる名称、一般的に用いられている名称であり、手当等の算定については、名称のみではなく支給基準や支給実態によって判断してください。

(2) 労働報酬の算定方法

適用労働者が1ヶ月の中で、適用契約等に係る業務とその他の業務に従事した場合、適用契約等に係る業務に対して支払われた手当以外の労働報酬については、それぞれの業務に従事した労働時間の割合に応じて按分します。

また、工事又は製造の請負の契約の適用労働者に支払われる手当等のうち、通勤手当や賞与等のように、複数月分がまとめて支払われるものについては、直近に支払われた額を1ヶ月あたりに換算したものを使用します。

【労働報酬の算出例】

<工事請負契約における月払い賃金の場合>

A工事…公契約条例の適用となる工事

B工事…その他の工事

労働時間の例

労働区分	所定時間内労働	所定時間外労働
A工事従事時間	①120 : 00	③15 : 00
B工事従事時間	32 : 30	5 : 00
有給休暇	7 : 30	
合計	②160 : 00	④20 : 00

賃金の例

賃金区分	支給額	備考
基本給	350,000	月額支給
家族手当	20,000	月額支給
時間外割増賃金	50,000	
A工事個別手当	20,000	適用契約に従事した際の現場手当
B工事個別手当	なし	
実物給与 (通勤手当)	30,000	年間2回6ヶ月分を支給
臨時の給与(賞与)	180,000	年間2回6ヶ月毎に支給

労働報酬の算定

賃金区分	1ヵ月分の 支給額	労働報酬	計算方法
基本給	350,000	262,500	$350,000 \times \text{①}120\text{h} \div \text{②}160\text{h}$
家族手当	20,000	15,000	$20,000 \times \text{①}120\text{h} \div \text{②}160\text{h}$
時間外割増賃金	50,000	37,500	$50,000 \times \text{③}15\text{h} \div \text{④}20\text{h}$
A工事個別手当	20,000	20,000	適用契約に係る業務に対する支給 であるため全額が対象
実物給与(通勤手当)	(※1) 5,000	3,750	$30,000 \div 6 \text{ヶ月} \times \text{①}120\text{h} \div \text{②}160\text{h}$
臨時の給与(賞与)	(※2) 30,000	22,500	$180,000 \div 6 \text{ヶ月} \times \text{①}120\text{h} \div \text{②}160\text{h}$
合計		361,250	

(※1) 1ヶ月分の通勤手当の計算 $30,000 \div 6 \text{ヶ月} = 5,000$

(※2) 1ヶ月分の賞与の計算 $180,000 \div 6 \text{ヶ月} = 30,000$

A工事の労働報酬 = 361,250円

8 賃金等の基準額

適用契約等においては、算定対象の賃金等が基準額以上でなければなりません。基準額とは、職種ごとに定められた労働報酬下限額に算定労働時間数を乗じた額です。

(1) 算定労働時間数

時間外労働、休日労働又は深夜労働を行わせた場合は、その労働時間数に算定割合を乗じます。各労働時間に乗じる算定割合は次のとおりです。

区分	算定割合	内容
①所定時間内労働時間数	100%	所定時間内の労働時間
②所定時間外労働時間数	125%	所定労働日において、1日に8時間を越えて従事した労働時間数
③休日労働時間数	135%	休日において従事した労働時間数
④深夜労働時間数	25%	午後10時から午前5時までの間に従事した労働時間数

※ 上表②、③、④については、労働基準法第37条第1項及び第4項に賃金の割増が定められています。このため基準額算定においては時間数を割増すことで割増率を反映します。

※ ④の深夜労働時間数については、②又は③の内数となります。

※ 時間数に1時間未満の端数が生じたときは、その端数が30分以上のときは1時間とし、30分未満のときは切り捨てます。

※ 有給休暇を取得した場合は、その時間も含みます。

(2) 労働報酬と基準額の比較

「7 労働報酬の定義と算定方法 (2) 労働報酬の算定方法」で示したA工事における労働報酬の算出例を元に比較します。

労働報酬下限額：2,555円（職種：特殊作業員）とした場合の基準額
公契約条例の適用となるA工事における工事従事時間
所定時間内労働：120時間
所定時間外労働：15時間（算定割合125%）
$120時間 \times 100\% + 15時間 \times 125\% = 120時間 + 19時間 = 139時間$
（※小数点以下（1時間未満）四捨五入となります。）
基準額
$2,555円 \times 139時間 = 355,145円$
労働報酬：361,250円 ≥ 基準額：355,145円
※このように労働報酬が基準額以上であれば問題ありません。

9 労務台帳の作成・提出

適用契約等においては、受注者に労務台帳の作成、提出が義務付けられています。受注者等が毎月作成した労務台帳を、決められた期日までに提出しなければなりません。提出された労務台帳は、区が内容を確認し、保管します。労働者等からの申し出があった場合は、労務台帳に基づき当該労働者等の賃金が、基準額を下回っていないかを確認します。

台帳の作成は、労働報酬の支払われるべき日ごと、また、事業者ごとに作成することになりますので、受注者はその責任において、受注関係者等の台帳についても整備してください。

(1) 労務台帳の作成方法

足立区公契約条例適用工事 労務台帳											
契約番号					作成年月日						
工事件名					労働報酬の支払われるべき日						
工 期	~				労働報酬支払対象期間 ~						
受注者氏名又は名称					下請負者氏名又は名称						
担当部署及び担当者名					下請負者所在地						
電 話 番 号					下請負者請負内容(工種)						
	報告始期	報告終期	提出期限	下請負者請負期間 ~							
第1回(中間)提出					下請負者担当者名						
第2回(完了)提出					下請負者電話番号						
労働報酬下限額確認											
No	労働者氏名	職種	労働報酬		適用契約に係る業務に従事した時間数					算定	下限総額
			下限額	労働時間数	所定時間内	所定時間外	休日	深夜	労働時間	(基準額)	
			a	b	c	d	e	f	g	h=a×g	
1											
2	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩	⑪	
3											
4											
5											
6											
7											
8											
9											
10											
11											
12											
13											
14											
15											
16											
17											
18											
19											
20											

※ g=c+d×1.25+e×1.35+f×0.25

上記の労務台帳をご利用ください。様式は区のホームページに掲載しています。

- ①必要事項を入力します。
- ②労働者氏名を入力します。
(記入の承認が得られない場合、アルファベット等で代用可)
- ③職種を選択します。
- ④職種の選択により自動表示されます。
- ⑤1ヶ月における、1日8時間を限度とする所定労働時間内の総労働時間を入力します。(所定労働時間内の適用契約分と所定労働時間内の適用契約分以外すべての合計)

(2) 労務台帳の提出

①工事又は製造の請負の契約

作成した労務台帳は、契約締結後指定された期日までに提出してください。

提出時期は以下のとおりです。

回数	提出時期	提出する台帳
第1回	履行期限の中間日が属する月まで分について、履行期限の中間日が属する月の翌々月の10日までに提出	第1回分の台帳
第2回	履行期限到来月の翌々月の10日までに提出	第1回分提出後のすべての台帳

* 第2回目以降は、前回までに提出した労務台帳を再提出する必要はありません。

* 工期変更などの状況により、提出時期を変更する場合があります。また、労働者等からの申し出により、別途提出を求める場合があります。

②工事又は製造の請負以外の請負の契約及び指定管理協定

工事又は製造の請負以外の請負の契約（業務委託）及び指定管理協定は、一年度につき2回の提出とします。

回数	提出対象月	提出期日	提出する台帳
第1回	4月分から9月分	11月10日	第1回分の台帳
第2回	10月分から翌年3月分	翌年5月10日	第2回分の台帳

(3) 労務台帳の提出方法

公契約の種類	提出方法	提出先
工事又は製造の請負の契約	作成した労務台帳は、①フラットファイルに②指定の労務台帳表紙、③施工体系図を添付し、④労務台帳を月ごとに、受注者、下請負者等の順に綴じて提出してください。	足立区総務部契約課 足立区役所南館11階
工事又は製造の請負以外の請負の契約	作成した労務台帳は、①フラットファイルに②指定の労務台帳表紙を添付し、③労務台帳を月ごとに綴じて提出してください。	
指定管理協定	指定管理協定を締結する担当課の指示に従って提出してください。	指定管理協定を締結する担当課

10 労働者等への周知

受注者は労働者等に次に掲げる事項を周知しなければなりません。作業所等の見やすい場所に掲示するか、労働者等に書面で交付します。

<労働者等に周知する事項>

- (1) この条例が適用される労働者等の範囲
- (2) 労働報酬下限額
- (3) 申し出をする場合の連絡先
- (4) 申し出をしたことを理由に、解雇、請負契約の解除その他不利益な取扱いを受けないこと。

- * 資料編の「労働者向け周知様式例」を参考に、ポスターやチラシ等を作成し、作業所等の見やすい場所にポスター等を掲示する、又はチラシ等を労働者等すべてに配布するなど、周知を徹底してください。
- * 労働報酬下限額は足立区ホームページにも一覧表を掲載しています。

1 1 労働者等からの申出

適用労働者は、労働報酬が支払われない場合や労働報酬が基準額を下回る場合は、受注者又は区にその事実を申し出ることができます。

- (1) 適用労働者は適用契約等に係る業務に従事した時間、その他の業務に従事した時間、労働報酬の内訳を把握・管理し、労働報酬が基準額を下回っていないか確認してください。
- (2) 労働報酬が基準額を下回る場合、適用労働者は、申出書に必要事項を記入し、受注者または区へ提出してください。
- (3) 受注者は、適用労働者から問い合わせや申出があった場合、誠実に対応し基準額を下回っていたことが確認できた場合は、速やかに不足分の支払いを行ってください。また、申出があった場合には、当該労働者に調査結果を回答するとともに、区へ報告書を提出してください。
- (4) 受注者は、適用労働者が申出をしたことを理由に、解雇、請負契約の解除その他不利益な取扱いをしてはなりません。

1 2 報告及び立入調査

労働者等から区に申し出があった場合又は調査が必要と認める場合、区は、受注者に対して報告を求め、又は事業所等への立入り、書類やその他の物件の検査、関係者への質問等、必要な調査を行います。受注者はこれらの調査に応じなければなりません。

* 立入調査をする職員は身分証明書を携帯し、関係者から請求があった場合はこれを提示します。

1 3 是正措置

報告又は立入調査の結果、受注者等に違反があれば、区は受注者に是正措置を命じ、受注者は速やかに是正措置を講じるとともに、区が定める期日までに是正措置の内容を報告しなければなりません。

1 4 契約解除、指定管理協定の取消し及び業務の停止

区は次のいずれかに該当するときは、適用契約を契約解除し、または指定管理協定の取消し及び業務の停止を行います。契約解除した場合、足立区競争入札参加有資格者指名停止措置要綱に基づき、指名停止措置を行います。

- ・労働者等からの申出について、受注者から報告がされないとき
- ・労働者等からの申出について、受注者からの報告が虚偽であったとき
- ・受注者等が調査を拒んだとき
- ・受注者等が調査に非協力的であったとき（妨害、忌避、質問に対して答弁せず虚偽の答弁をした）
- ・受注者が是正措置の命令に従わないとき
- ・受注者からの是正報告がされないとき
- ・受注者からの是正報告が虚偽であったとき

15 違約金

受注者、受注関係者又は指定管理者は、適用契約等の解除、指定の取消、業務の停止を受けたことによる損害が生じても、区はその損害を賠償する責任を負いません。また、区は解除に伴う違約金を徴収することができます。

16 公表

適用契約等の解除、指定の取消、業務の停止を命令したとき、または適用契約等の終了後に受注者や受注関係者が公契約条例に基づく契約条項に違反が判明したときは、以下の事項を遅滞なく公表します。

(1) 公表する事項

- ・適用契約等の件名
- ・適用契約等の締結日
- ・当該違反をした受注者又は受注関係者の氏名及び所在地
(法人その他の団体にあつては名称及び代表者の氏名並びに事務所の所在地)
- ・適用契約等を解除した場合、その解除日及び理由
- ・適用契約等の履行終了後に条例の規定に違反したことが判明した場合、その違反の内容及びそれに対する措置
- ・区長が必要と認める事項

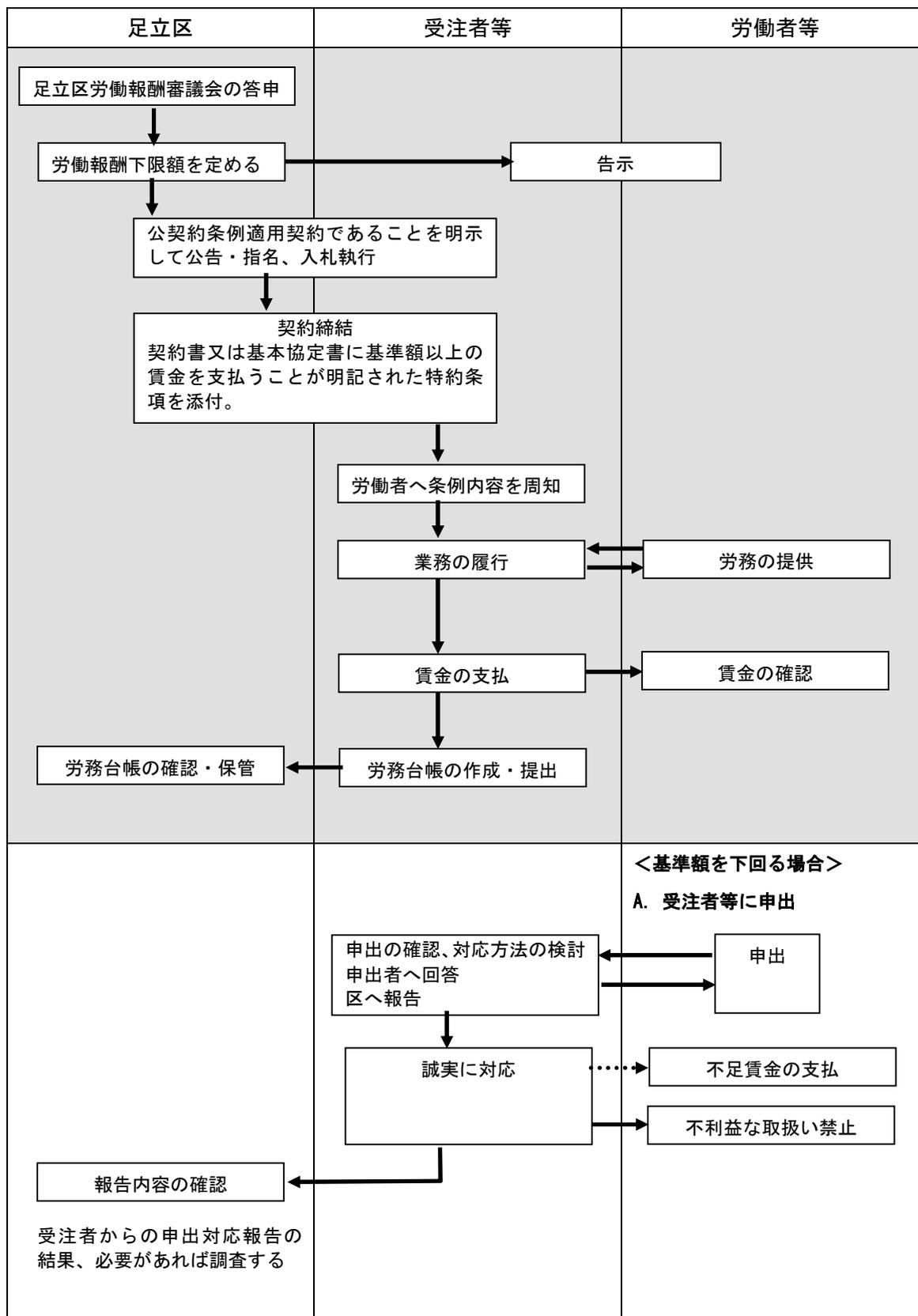
(2) 公表の方法

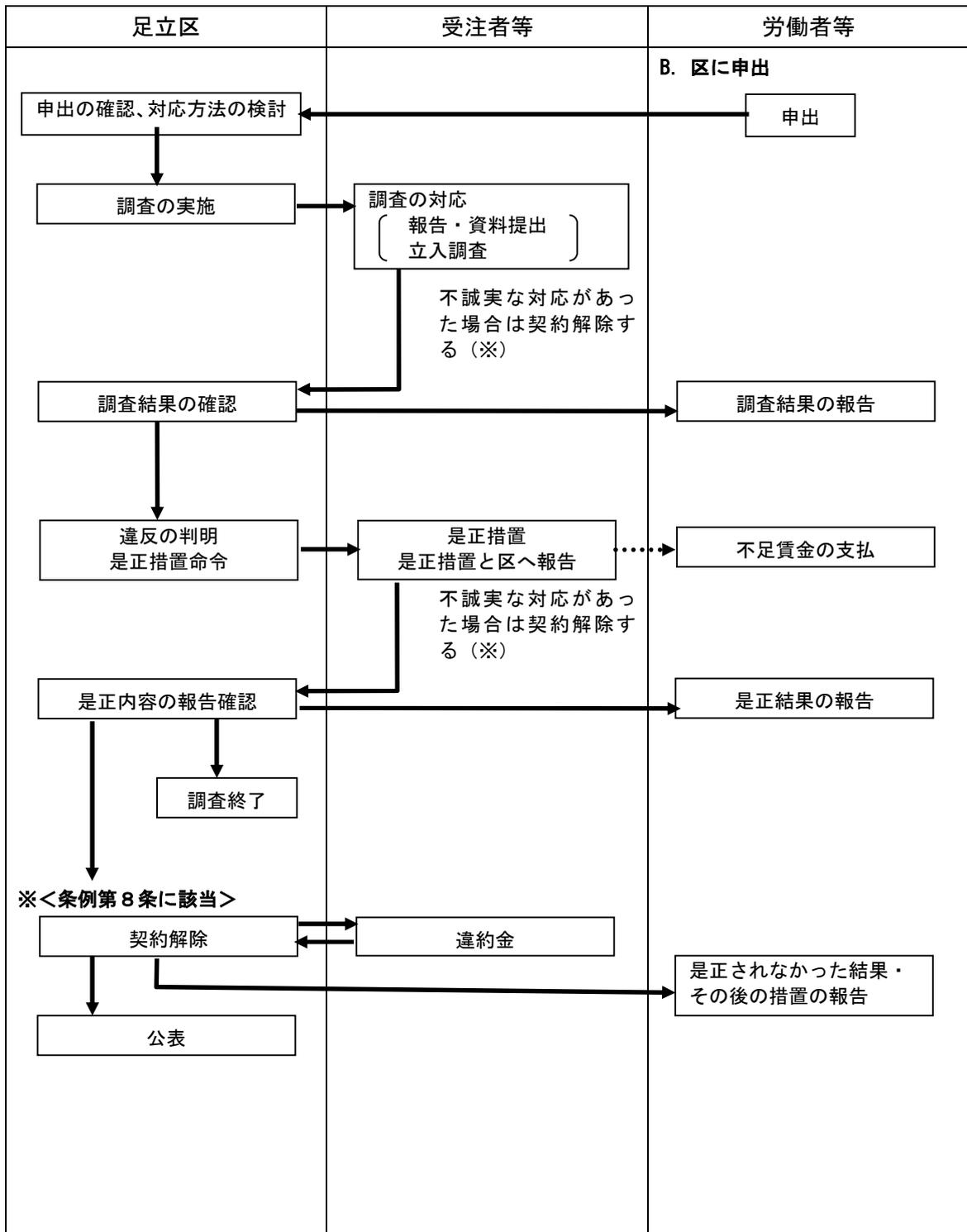
足立区ホームページに掲載します。

＜資料編＞

	頁
資料 1 公契約条例適用案件の流れ	23
資料 2 公契約条例適用工事労務台帳	25
資料 3 公契約条例適用委託労務台帳	26
資料 4 公契約条例適用指定管理者協定労務台帳	27
資料 5 公契約条例適用工事労務台帳表紙	28
資料 6 労働者向け周知様式例（工事請負契約用）	29
資料 7 労働者向け周知様式例（業務委託契約、指定管理協定用）	30
資料 8 労働報酬に係る申出書	31
資料 9 工事又は製造の請負の契約に係る平成 28 年度労働報酬下限額一覧	32
資料 10 工事又は製造の請負以外の契約および指定管理者に係る労働報酬下 限額一覧	33
資料 11 公共工事設計労務単価職種の定義	34

(資料1) 公契約条例の適用となる案件の流れ





(資料2) 公契約条例適用工事労務台帳

足立区公契約条例適用工事 労務台帳										
契約番号	成	年	月	日						
工事名	労働報酬の支払われるべき日									
工	期	労働報酬支払対象期間				～				
受注者氏名又は名称	下請負者氏名又は名称									
担当部署及び担当者名	下請負者所在地									
電話番号	下請負者請負内容(工種)									
報告始期	報告終期	提出期限	下請負者請負期間							
第1回(中間)提出	下請負者請負担当者名				～					
第2回(完了)提出	下請負者電話番号									
労働報酬下限額	下請負者電話番号									
労働報酬下限額確認	下請負者電話番号									
No	労働者氏名	職種	労働報酬下限額	すべての労働に係る労働時間数	適用契約に係る業務に従事した時間数	算定労働時間(基準額)	下限総額			
1			a	b	c	d	e	f	g	h=a×g
2										
3										
4										
5										
6										
7										
8										
9										
10										
11										
12										
13										
14										
15										
16										
17										
18										
19										
20										
※ g=c+d×1.25+e×1.35+f×0.25										

(資料3) 公契約条例適用委託労務台帳

足立区公契約条例適用委託 労務台帳		作成年月日		労働報酬の支払われるべき日						
契約番号	案件名	労働報酬の支払われるべき日	労働報酬計算対象期間	～	～					
委託期間	～	～	～	～	～					
受注者氏名又は名称	担当者名	下請負者氏名又は名称	下請負者所在地	～	～					
電話番号	報告番号	下請負者請負業務内容	下請負者請負業務期間	～	～					
第1回(中間)提出	報告始期	報告終期	提出期限	～	～					
第2回(完了)提出										
労働報酬下限額確認										
No	労働者氏名	職種	労働報酬額	すべての労働に係る労働時間内所定時間	適用契約に係る労働時間数	算労働時間(基準額)	下限総額			
1			a	b	c	d	e	f	g	h=a×g
2										
3										
4										
5										
6										
7										
8										
9										
10										
11										
12										
13										
14										
15										
16										
17										
18										
19										
20										
										※g=c+d×1.25+e×1.35+f×0.25

(資料4) 公契約条例適用指定管理協定労務台帳

足立区公契約条例適用指定管理協定 労務台帳										
公の施設の名		成		年		月		日		
指定管理	名称	労働報酬の支払	される	べき	日					
指定管理	期間	労働報酬計算	対象	期間	～					
指定管理	代表者名	委託	業務	名称						
指定管理	担当者名	委託	事業者	名称						
指定管理	電話番号	委託	事業者	所在地	～					
		委託	事業者	期間						
第1回(中間)提出	報告始期	報告終期	提出期限	委託事業者担当者名						
第2回(完了)提出				委託事業者電話番号						
労働報酬下限額確認				備考						
No	労働者氏名	職種	労働報酬 下限	報告 期限	報告 終期	提出 期限	すべての労働に 係る労働時間数	対象業務に係る労働時間数	算 労働時間	定 下 限 総 額 (基準額)
1			a	b	c	d	e	f	g	h=a×g
2										
3										
4										
5										
6										
7										
8										
9										
10										
11										
12										
13										
14										
15										
16										
17										
18										
19										
20										
										※ g=c+d×1.25+e×1.35+f×0.25

(資料5) 公契約条例適用工事労務台帳表紙

足立区公契約条例適用工事 労務台帳 (※)

工事件名

契約番号

報告回数 第 回

報告期間 平成 年 月分 ～ 平成 年 月分

別紙の労務台帳に記載のある労働者等に支払った賃金等は、下限総額（基準額）を超えていることを確認しております。

(提出先) 足立区長

平成 年 月 日

住 所

受注者 名 称

代表者

印

※ 表紙は工事用のほか、委託用と指定管理協定用があります。

(資料6) 労働者向け周知様式例 (工事請負契約用)

足立区公契約条例に関するお知らせ (工事請負契約)

件名	
履行場所	
履行期限	平成 年 月 日 から 平成 年 月 日

この業務は、足立区が定める基準額以上の労働報酬を適用労働者に支払うこと等が規定されています。

○足立区公契約条例の適用労働者の範囲

適用労働者	<ul style="list-style-type: none"> ● 正社員・日雇い労働者・パート・アルバイト等雇用形態を問わず、当該業務に従事する者 (労働基準法第9条に規定する労働者) ● 労働者派遣法の規定により当該業務に派遣される者 ● 請負契約により当該業務に従事する者 (一人親方)
適用を受けない労働者	<ul style="list-style-type: none"> ● 同居の親族のみを使用する事業又は事務所に使用される者及び家事使用人 ● 労働者ではない者 (ボランティア、会社役員等) ● 最低賃金法第7条の規定により最低賃金の減額の特例を受ける者 (ただし、使用者が都道府県労働局長の許可を受けている者に限る。) ● 公契約に係る業務に直接従事しない者 (事務員、材料の製造に従事する者等) ● 公契約に従事した時間が30分未満の者 ● 工事又は製造の請負の契約の場合における現場技術者 (現場代理人、監理技術者、主任技術者)

○労働報酬下限額

この工事に従事する労働者等は、足立区が定める1時間当たりの賃金 (労働報酬下限額) から算出する基準額以上の労働報酬を受け取ることができます。

労働報酬下限額	別表のとおり
---------	--------

○申出をする場合の申出先

適用労働者は、基準額以上の労働報酬を受け取っていない場合は、その旨を受注者又は区に文書で申出することができます。

	申出先	申出書提出先	連絡先
受注者			
発注者	足立区総務部契約課	〒120-8510 足立区中央本町一丁目17番1号	03-3880-5832

※ 上記の申し出をしたことを理由として、解雇、請負契約の解除その他不利益な取扱いを受けません。

(資料7) 労働者向け周知様式例 (業務委託契約、指定管理協定用)

足立区公契約条例に関するお知らせ (業務委託契約・指定管理協定)

件名	
履行場所	
履行期限	平成 年 月 日 から 平成 年 月 日

この業務は、足立区が定める基準額以上の労働報酬を適用労働者に支払うこと等が規定されています。

○足立区公契約条例の適用労働者の範囲

適用労働者	<ul style="list-style-type: none">● 正社員・日雇い労働者・パート・アルバイト等雇用形態を問わず、当該業務に従事する者 (労働基準法第9条に規定する労働者)● 労働者派遣法の規定により当該業務に派遣される者
適用を受けない労働者	<ul style="list-style-type: none">● 同居の親族のみを使用する事業又は事務所に使用される者及び家事使用人● 労働者ではない者 (ボランティア、会社役員等)● 最低賃金法第7条の規定により最低賃金の減額の特例を受ける者 (ただし、使用者が都道府県労働局長の許可を受けている者に限る。)● 公契約に従事した時間が30分未満の者

○労働報酬下限額

この業務に従事する労働者等は、足立区が定める1時間当たりの賃金 (労働報酬下限額) から算出する基準額以上の労働報酬を受け取ることができます。

労働報酬下限額	970 円
---------	-------

○申出をする場合の申出先

適用労働者は、基準額以上の労働報酬を受け取っていない場合は、その旨を受注者又は区に文書で申出することができます。

申出先		申出書提出先	連絡先
受注者			
発注者	足立区総務部契約課	〒120-8510 足立区中央本町一丁目17番1号	03-3880-5832

※ 上記の申出をしたことを理由として、解雇、請負契約の解除その他不利益な取扱いは受けません。

(資料8) 労働報酬に係る申出書

平成 年 月 日

労働報酬に係る申出書

様

申出者 住所

氏名

印

私に支払われた次の労働報酬について、基準額を下回っているため、申し出ます。

件 名	
支 払 者	
支 払 日	平成 年 月 日
労働報酬額	円

(資料9) 工事又は製造の請負の契約に係る平成29年度労働報酬下限額一覧

1 熟練労働者、一人親方

(単位：円)

NO.	職 種	1時間当たりの下限額	8時間当たりの下限額	NO.	職 種	1時間当たりの下限額	8時間当たりの下限額
01	特殊作業員	2,555	20,440	27	普通船員	2,420	19,360
02	普通作業員	2,228	17,824	28	潜水士	4,298	34,384
03	軽作業員	1,598	12,784	29	潜水連絡員	2,960	23,680
04	造園工	2,240	17,920	30	潜水送気員	2,937	23,496
05	法面工	2,847	22,776	31	山林砂防工	2,835	22,680
06	とび工	2,870	22,960	32	軌道工	4,737	37,896
07	石工	2,745	21,960	33	型わく工	2,735	21,880
08	ブロック工	2,532	20,256	34	大工	2,690	21,520
09	電工	2,622	20,976	35	左官	2,903	23,224
10	鉄筋工	2,892	23,136	36	配管工	2,307	18,456
11	鉄骨工	2,700	21,600	37	はつり工	2,633	21,064
12	塗装工	2,960	23,680	38	防水工	3,140	25,120
13	溶接工	3,173	25,384	39	板金工	2,915	23,320
14	運転手(特殊)	2,510	20,080	40	タイル工	2,385	19,080
15	運転手(一般)	2,082	16,656	41	サッシ工	2,690	21,520
16	潜かん工	3,150	25,200	42	屋根ふき工	1,736	13,888
17	潜かん世話役	3,725	29,800	43	内装工	2,903	23,224
18	さく岩工	2,982	23,856	44	ガラス工	2,610	20,880
19	トンネル特殊工	2,937	23,496	45	建具工	2,555	20,440
20	トンネル作業員	2,555	20,440	46	ダクト工	2,285	18,280
21	トンネル世話役	3,365	26,920	47	保温工	2,318	18,544
22	橋りょう特殊工	3,150	25,200	48	建築ブロック工	2,465	19,720
23	橋りょう塗装工	3,275	26,200	49	設備機械工	2,352	18,816
24	橋りょう世話役	3,600	28,800	50	交通誘導員A	1,530	12,240
25	土木一般世話役	2,588	20,704	51	交通誘導員B	1,317	10,536
26	高級船員	3,072	24,576				

2 その他、熟練労働者以外のもの(No.1からNo.51までの職種全て)

- (1) 労働報酬下限額 1,119円(1時間当たり)
- (2) 労働報酬下限額 8,952円(8時間当たり)

(資料10) 工事又は製造の請負以外の契約および指定管理者に係る労働報酬下限額一覧

契約締結年度	労働報酬下限額		備 考
	当初適用額	H29 適用額	
平成26年度	910円	932円	当該年度における下限額が、東京都最低賃金を下回った場合、その効力発生日から東京都最低賃金とします。
平成27年度	930円	932円	
平成28年度	950円	970円	年度ごとの最新の労働報酬下限額を適用します。
平成29年度	970円	970円	

調査対象職種の定義・作業内容

職 種	定 義 ・ 作 業 内 容
01 特殊作業員	<p>① 相当程度の技能および高度の肉体的条件を有し、主として次に掲げる作業について主体的業務を行うもの</p> <p>a. 軽機械（道路交通法第84条に規定する運転免許ならびに労働安全衛生法第61条第1項に規定する免許、資格および技能講習の修了を必要とせず、運転および操作に比較的熟練を要しないもの）を運転または操作して行う次の作業</p> <p>イ. 機械重量3t未満のブルドーザ・トラクタ（クローラ型）・バックホウ（クローラ型）・トラクタショベル（クローラ型）・レーキドーザ・タイヤドーザ等を運転または操作して行う土砂等の掘削、積込みまたは運搬</p> <p>ロ. 吊上げ重量1t未満のクローラクレーン、吊上げ重量5t未満のウインチ等を運転または操作して行う資材等の運搬</p> <p>ハ. 機械重量3t未満の振動ローラ（自走式）、ランマ、タンパ等を運転または操作して行う土砂等の締固め</p> <p>ニ. 可搬式ミキサ、パイプレータ等を運転または操作して行うコンクリートの練上げおよび打設</p> <p>ホ. ピックブレイカ等を運転または操作して行うコンクリート、舗装等のとりこわし</p> <p>ヘ. 動力草刈機を運転または操作して行う機械除草</p> <p>ト. ポンプ、コンプレッサ、発動発電機等の運転または操作</p> <p>チ. コンクリートカッターの運転または操作</p> <p>b. 人力による合材の敷均しおよび舗装面の仕上げ</p> <p>c. ダム工事において、グリズリホッパ、トリップ付ベルトコンベア、骨材洗浄設備、振動スクリーン、二次・三次破碎設備、製砂設備、骨材運搬設備（調整ビン機械室）を運転または操作して行う骨材の製造、貯蔵または運搬</p> <p>d. コンクリートポンプ車の筒先作業</p> <p>② その他、相当程度の技能および高度の肉体的条件を有し、各種作業について必要とされる主体的業務を行うもの</p>
02 普通作業員	<p>① 普通の技能および肉体的条件を有し、主として次に掲げる作業を行うもの</p> <p>a. 人力による土砂等の掘削、積込み、運搬、敷均し等</p> <p>b. 人力による資材等の積込み、運搬、片付け等</p> <p>c. 人力による小規模な作業（たとえば、標識、境界ぐい等の設置）</p> <p>d. 人力による芝はり作業（公園等の苑地を築造する工事における芝はり作業について主体的業務を行うものを除く）</p> <p>e. 人力による除草</p> <p>f. ダム工事での骨材の製造、貯蔵または運搬における人力による木根、不良鉱物等の除去</p> <p>② その他、普通の技能および肉体的条件を有し、各種作業について必要とされる補助的業務を行うもの</p>
03 軽作業員	<p>① 主として人力による軽易な次の作業を行うもの</p> <p>a. 軽易な清掃または後片付け</p> <p>b. 公園等における草むしり</p> <p>c. 軽易な散水</p> <p>d. 現場内の軽易な小運搬</p> <p>e. 準備測量、出来高管理等の手伝い</p> <p>f. 仮設物、安全施設等の小物の設置または撤去</p> <p>g. 品質管理のための試験等の手伝い</p> <p>② その他、各種作業において主として人力による軽易な補助作業を行うもの</p>

職 種	定 義 ・ 作 業 内 容
04 造 園 工	<p>造園工事について相当程度の技能を有し、主として次に掲げる作業について主体的業務を行うもの</p> <p>① 樹木の植栽または維持管理</p> <p>② 公園、庭園、緑地等の苑地を築造する工事における次の作業</p> <ol style="list-style-type: none"> a. 芝等の地被類の植付け b. 景石の据付け c. 地ごしらえ d. 園路または広場の築造 e. 池または流れの築造 f. 公園設備の設置
05 法 面 工	<p>法面工事について相当程度の技能および高度の肉体的条件を有し、主として次に掲げる作業について主体的業務を行うもの</p> <ol style="list-style-type: none"> a. モルタルコンクリート吹付機または種子吹付機の運転 b. 高所・急勾配法面における、ピックハンマ、プレーカによる法面整形または金網・鉄筋張り作業 c. モルタルコンクリート吹付け、種子吹付け等の法面仕上げ
06 と び 工	<p>高所・中空における作業について相当程度の技能および高度の肉体的条件を有し、主として次に掲げる作業について主体的業務を行うもの</p> <ol style="list-style-type: none"> a. 足場または支保工の組立、解体等（コンクリート橋または鋼橋の桁架設に係るものを除く） b. 木橋の架設等 c. 杭、矢板等の打ち込みまたは引き抜き（杭打機の運転を除く） d. 仮設用エレベーター、杭打機、ウインチ、索道等の組立、据付、解体等 e. 重量物（大型ブロック、大型覆工板等）の捲揚げ、据付け等（クレーンの運転を除く） f. 鉄骨材の捲揚げ（クレーンの運転を除く）
07 石 工	<p>石材の加工等について相当程度の技能および高度の肉体的条件を有し、主として次に掲げる作業について主体的業務を行うもの</p> <ol style="list-style-type: none"> a. 石材の加工 b. 石積みまたは石張り c. 構造物表面のはつり仕上げ
08 ブ ロ ッ ク 工	<p>ブロック工事について相当程度の技能を有し、積ブロック、張ブロック、連節ブロック、舗装用平板等の積上げ、布設等の作業について主体的業務を行うもの（48建築ブロック工に該当するものを除く）</p>
09 電 工	<p>電気工事について相当程度の技能かつ必要な資格を有し、建物ならびに屋外における、受電設備、変電設備、配電線路、電力設備、発電設備、通信設備等の工事に関する、主として次に掲げる作業について主体的業務を行うもの</p> <ol style="list-style-type: none"> a. 配線器具、照明器具、発電機、通信機器、盤類等の取付け、据付けまたは撤去 b. 電線、電線管等の取付け、据付けまたは撤去 <p>「必要な資格を有し」とは、電気工事士法第3条に規定する以下の4つの資格のいずれかの免状または認定証の交付を受けていることをいう。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 第1種電気工事士 ② 第2種電気工事士 ③ 認定電気工事従事者 ④ 特殊電気工事資格者
10 鉄 筋 工	<p>鉄筋の加工組立について相当程度の技能を有し、鉄筋コンクリート工事における鉄筋の切断、屈曲、成型、組立、結束等について主体的業務を行うもの</p>

職 種	定 義 ・ 作 業 内 容
11 鉄 骨 工	鉄骨の組立について相当程度の技能を有し、鉄塔、鉄柱、高層建築物等の建設における鉄骨の組立、H.T.ボルト締めまたは建方および建方合番（相番）作業について主体的業務を行うもの（工場製作に従事するものおよび鋼橋の桁架設における作業、鉄骨の組立に必要な足場もしくは支保工の組立、解体等または鉄骨材の捲揚げ作業に従事するものを除く）
12 塗 装 工	塗装作業について相当程度の技能を有し、塗料、仕上塗材、塗り床等の塗装材料を用い、各種工法による塗装作業（塗装のための下地処理を含む）について主体的業務を行うもの（塗装作業上必要となる足場の組立または解体に従事するものおよび23橋りょう塗装工に該当するものを除く）
13 溶 接 工	溶接作業について相当程度の技能を有し、酸素、アセチレンガス、水素ガス、電気その他の方法により、鋼杭、鋼矢板、鋼管、鉄筋等の溶接（ガス圧接を含む）または切断について主体的業務を行うもの（工場製作に従事するものを除く）
14 運転手（特殊）	<p>重機械（主として道路交通法第84条に規定する大型特殊免許または労働安全衛生法第61条第1項に規定する免許、資格もしくは技能講習の修了を必要とし、運転および操作に熟練を要するもの）の運転および操作について相当程度の技能を有し、主として重機械を運転または操作して行う次に掲げる作業について主体的業務を行うもの</p> <ol style="list-style-type: none"> a. 機械重量3t以上のブルドーザ・トラクタ・パワーショベル・バックホウ・クラムシェル・ドラグライン・ローディングショベル・トラクタショベル・レーキドーザ・タイヤドーザ・スクレーパー・スクレーパ・モータスクレーパー等を運転または操作して行う土砂等の掘削、積込みまたは運搬 b. 吊上げ重量1t以上のクレーン装置付トラック・クローラクレーン・トラッククレーン・ホイールクレーン、吊上げ重量5t以上のウインチ等を運転または操作して行う資材等の運搬 c. ロードローラ、タイヤローラ、機械重量3t以上の振動ローラ（自走式）、スタビライザ、モータグレーダ等を運転または操作して行う土砂等のかきならしまたは締め d. コンクリートフィニッシャ、アスファルトフィニッシャ等を運転または操作して行う路面等の舗装 e. 杭打機を運転または操作して行う杭、矢板等の打込みまたは引抜き f. 路面清掃車（3輪式）、除雪車等の運転または操作 g. コンクリートポンプ車の運転または操作（筒先作業は除く）
15 運転手（一般）	<p>道路交通法第84条に規定する運転免許（大型免許、中型免許、普通免許等）を有し、主として機械を運転または操作して行う次に掲げる作業について主体的業務を行うもの</p> <ol style="list-style-type: none"> a. 資機材の運搬のための貨物自動車の運転 b. もっぱら路上を運行して作業を行う散水車、ガードレール清掃車等の運転 c. 機械重量3t未満のトラクタ（ホイール型）・トラクタショベル（ホイール型）・バックホウ（ホイール型）等を運転または操作して行う土砂等の掘削、積込みまたは運搬 d. 吊上げ重量1t未満のホイールクレーン・クレーン装置付トラック等を運転または操作して行う資材等の運搬 e. アスファルトディストリビュータを運転または操作して行う乳剤の散布 f. 路面清掃車（4輪式）の運転または操作
16 潜 かん 工	加圧された密室内における作業について相当程度の技能および高度の肉体的条件を有し、潜かんまたはシールド（圧気）内において土砂の掘削、運搬等の作業を行うもの
17 潜かん世話役	加圧された密室内における作業について相当程度の技術を有し、潜かん工事またはシールド工事（圧気）についてもっぱら指導的な業務を行うもの

職 種	定 義 ・ 作 業 内 容
18 さ く 岩 工	岩掘削作業について相当程度の技能および高度の肉体的条件を有し、爆薬およびさく岩機を使用する岩石の爆破掘削作業（坑内作業を除く）について主体的業務を行うもの
19 トンネル特殊工	坑内における作業について相当程度の技能および高度の肉体的条件を有し、トンネル等の坑内における主として次に掲げる作業について主体的業務を行うもの a. ダイナマイトおよびさく岩機を使用する爆破掘削 b. 支保工の建込、維持、点検等 c. アーチ部、側壁部およびインバートのコンクリート打設等 d. ずり積込機、バッテリーカー、機関車等の運転等 e. アーチ部および側壁部型わくの組立、取付け、除去等 f. シールド工事（圧気を除く）における各種作業
20 トンネル作業員	坑内における作業について普通の技能および肉体的条件を有し、トンネル等の坑内における主として人力による次に掲げる作業を行うもの a. 各種作業についての補助的業務 b. 人力による資材運搬等 c. シールド工事（圧気を除く）における各種作業についての補助的業務
21 トンネル世話役	トンネル坑内における作業について相当程度の技術を有し、もっぱら指導的な業務を行うもの
22 橋りょう特殊工	橋りょう関係の作業について相当程度の技能を有し、主として次に掲げる作業（工場製作に係るものおよび工場内における仮組立に係るものを除く）について主体的業務を行うもの a. PC橋の製作のうち、グラウト、シースおよびケーブルの組立、緊張、横締め等 b. コンクリート橋または鋼橋の桁架設および桁架設用仮設備の組立、解体、移動等 c. コンクリート橋または鋼橋の桁架設に伴う足場、支保工等の組立、解体等
23 橋りょう塗装工	橋りょう等の塗装作業について相当程度の技能を有し、橋りょう、水門扉等の塗装、ケレン作業等（工場内を含む）について主体的業務を行うもの
24 橋りょう世話役	橋りょう関係作業について相当程度の技術を有し、もっぱら指導的な業務を行うもの（工場内作業を除く）
25 土木一般世話役	土木工事および重機械の運転または操作について相当程度の技術を有し、もっぱら指導的な業務を行うもの（17潜かん世話役、21トンネル世話役または24橋りょう世話役に該当するものを除く）
26 高 級 船 員	海面での工事における作業船（土運船、台船等の雑船を除く）の各部門の長または統括責任者をいい、次に掲げる職名を標準とする 船長、機関長、操業長等（各会社が俗称として使用している水夫長、甲板長等を除く） （以下の水面は、海面に含める（27普通船員、28潜水士、29潜水連絡員および30潜水送気員についても同様） ① 海岸法第3条により指定された海岸保全区域内の水面 ② 漁港法第5条により指定された漁港の区域内的の水面 ③ 港湾法第4条により認可を受けた港湾区域内的の水面
27 普 通 船 員	海面での工事における作業船（土運船、台船等の雑船を含む）の船員で、高級船員以外のもの

職 種	定 義 ・ 作 業 内 容
28 潜 水 士	潜水士免許を有し、海中の建設工事等のため、潜水器を用いかつ空気圧縮機による送気を受けて海面下で作業を行うもの <p style="text-align: center;">（潜水器（潜水服、靴、カブト、ホース等）の損料を含む）</p> 「潜水士免許」とは、労働安全衛生法第61条に規定する免許のことをいう
29 潜 水 連 絡 員	潜水士との連絡等を行うもので次に掲げる業務等を行うもの a. 潜水士と連絡して、潜降および浮上を適正に行わせる業務 b. 潜水送気員と連絡し、所要の送気を行わせる業務 c. 送気設備の故障等により危害のおそれがあるとき直ちに潜水士に連絡する業務
30 潜 水 送 気 員	潜水士への送気の調節を行うための弁またはコックを操作する業務等を行うもの
31 山 林 砂 防 工	山林砂防工事について相当程度の技能および高度の肉体的条件を有し、山地治山砂防事業（主として山間遠かく地の急傾斜地または狭隘な谷間における作業）に従事し、主として次に掲げる作業を行うもの a. 人力による崩壊地の法切、階段切付け、土石の掘削・運搬、構造物の築造等 b. 人力による資材の積込み、運搬、片付け等 c. 簡易な索道、足場等の組立、架設、撤去等 d. その他各作業について必要とされる関連業務
32 軌 道 工	軌道工事および軌道保守について相当程度の技能および高度の肉体的条件を有し、主として次に掲げる作業について主体的業務を行うもの a. 軽機械（タイタンパー、ランマー、パワーレンチ等）等を使用してレールの軌間、高低、通り、平面性等を限度内に修正保守する作業 b. 新線建設等において、レール、枕木、バラスト等を運搬配列して、軽機械（タイタンパー、ランマー、パワーレンチ等）等を使用して軌道を構築する作業
33 型 わ く 工	木工事について相当程度の技能を有し、主として次に掲げる作業について主体的業務を行うもの a. 木製型わく（メタルフォームを含む）の製作、組立て、取付け、解体等（坑内作業を除く） b. 木坑、木橋等の仕付け等
34 大 工	大工工事について相当程度の技能を有し、家屋等の築造、屋内における造作等の作業について主体的業務を行うもの
35 左 官	左官工事について相当程度の技能を有し、土、モルタル、プラスター、漆喰、人造石等の壁材料を用いての壁塗り、吹き付け等の作業について主体的業務を行うもの
36 配 管 工	配管工事について相当程度の技能を有し、建物ならびに屋外における給排水、冷暖房、給気、給湯、換気等の設備工事に関する、主として次に掲げる作業について主体的業務を行うもの a. 配管ならびに管の撤去 b. 金属・非金属製品（管等）の加工および装着 c. 電触防護
37 は っ り 工	はっり作業について相当程度の技能を有し、主として次に掲げる作業について主体的業務を行うもの a. コンクリート、石れんが、タイル等の建築物壁面のはっり取り（はっり仕上げを除く） b. 床または壁の穴あけ

職 種	定 義 ・ 作 業 内 容
38 防 水 工	防水工事について相当程度の技能を有し、アスファルト、シート、セメント系材料、塗膜、シーリング材等による屋内、屋外、屋根または地下の床、壁等の防水作業について主体的業務を行うもの
39 板 金 工	板金作業について相当程度の技能を有し、金属薄板の切断、屈曲、成型、接合等の加工および組立・取付作業ならびに金属薄板による屋根ふき作業について主体的業務を行うもの（46ダクト工に該当するものを除く）
40 タ イ ル 工	タイル工事について相当程度の技能を有し、外壁、内壁、床等の表面のタイル張付けまたは目地塗の作業について主体的業務を行うもの
41 サ ッ シ 工	サッシ工事について相当程度の技能を有し、金属製建具の取付作業について主体的業務を行うもの
43 内 装 工	内装工事について相当程度の技能を有し、ビニル床タイル、ビニル床シート、カーペット、フローリング、壁紙、石膏ボードその他ボード等の内装材料を床、壁もしくは天井に張り付ける作業またはブラインド、カーテンレール等を取り付ける作業について主体的業務を行うもの
44 ガ ラ ス 工	ガラス工事について相当程度の技能を有し、各種建具のガラスはめ込み作業について主体的業務を行うもの
45 建 具 工	建具工事について相当程度の技能を有し、戸、窓、枠等の木製建具の製作・加工及び取付作業に従事するもの
46 ダ ク ト 工	ダクト工事について相当程度の技能を有し、金属・非金属の薄板を加工し、通風ダクトの製作および取付作業に従事するもの（39板金工に該当するものを除く）
47 保 温 工	保温工事について相当程度の技能を有し、建築設備の機器、配管及びダクトに保温（保冷、防露、断熱等を含む）材を装着する作業に従事するもの
48 建築ブロック工	建築ブロック工事について相当程度の技能を有し、建築物の躯体および帳壁の築造または改修のために、空洞コンクリートブロック、レンガ等の積上げおよび目地塗作業に従事するもの（08ブロック工に該当するものを除く）
49 設 備 機 械 工	機械設備工事について相当程度の技能を有し、冷凍機、送風機、ボイラー、ポンプ、エレベーター等の大型重量機器の据付け、調整または撤去作業について主体的業務を行うもの
50 交通誘導員 A	警備業者の警備員（警備業法第2条第4項に規定する警備員をいう）で、交通誘導警備業務（警備員等の検定等に関する規則第1条第4号に規定する交通誘導警備業務をいう）に従事する交通誘導警備業務に係る一級検定合格警備員又は二級検定合格警備員
51 交通誘導員 B	警備業者の警備員で、交通誘導員 A 以外の交通の誘導に従事するもの

(参考)

参 考 職 種	定 義 ・ 作 業 内 容
42 屋 根 ふ き 工	屋根ふき作業について相当程度の技能を有し、瓦ふき、スレートふき、土居ふき等の屋根ふき作業またはふきかえ作業について主体的業務を行うもの（39板金工に該当するものを除く）

＜関係法令＞

	頁
足立区公契約条例	41
足立区公契約条例施行規則	47
足立区労働報酬審議会規則	50
足立区公契約等審議会規則	52
公契約約款特約条項（工事請負契約）	54
公契約約款特約条項（業務委託契約）	56
公契約約款特約条項（指定管理協定）	58
労働基準法（抜粋）	60
労働基準法施行規則（抜粋）	61
労働基準法第三十七条第一項の時間外及び休日 の割増賃金に係る率の最低限度を定める政令	62
最低賃金法（抜粋）	63
最低賃金法施行規則（抜粋）	63
足立区職員の給与に関する条例（抜粋）	64
臨時職員取扱要綱抜粋	64
地方自治法（抜粋）	65

足立区公契約条例

目次

- 第1章 総則（第1条—第5条）
- 第2章 公契約に定める事項等（第6条—第8条）
- 第3章 公契約に従事する労働者等の労働条件の確保等（第9条—第12条）
- 第4章 公契約の適正な履行の確保（第13条—第15条）
- 第5章 公契約等審議会（第16条）
- 第6章 補則（第17条・第18条）

付則

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、公契約に係る区の基本方針並びに区及び公契約の相手方となる者が対等な立場と信頼関係をもとに締結する公契約において果たすべき責務を定めるとともに、公正、公平な入札・契約制度を確立し、安全かつ良質な事務、事業の執行を確保することにより、もって地域経済の活性化と区民福祉の向上に寄与することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 公契約 区が発注する工事、製造その他の請負の契約をいう。
- (2) 受注者 公契約を区と締結する者をいう。
- (3) 受注関係者 次に掲げる者をいう。

ア 下請、再委託その他いかなる名義によるかを問わず、受注者その他区以外の者から公契約に係る業務の一部を請け負う者

イ 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和60年法律第88号）に基づき受注者又はアに規定する者へ公契約に係る業務に従事する労働者を派遣する者

- (4) 労働者等 次に掲げる者をいう。

ア 受注者又は受注関係者に雇用され、専ら当該公契約に係る業務に従事する労働基準法（昭和22年法律第49号）第9条に規定する労働者（同居の親族のみを使用する事業又は事務所に使用される者及び家事使用人を除く。）

イ 自らが提供する労務の対価を得るため、受注者又は前号アに規定する者との請負の契約により公契約に係る業務に従事する者

- (5) 賃金等 公契約に係る労務の対価で、次に掲げるものをいう。

ア 前号アに該当する者がその雇用する者から得る賃金

イ 前号イに該当する者が当該請負契約により得る収入

（基本方針）

第3条 区は、公契約における法令遵守を徹底させるとともに、次に掲げる事項を公契約

の実施に係る基本方針とする。

- (1) 公契約の適正な履行により事務、事業を円滑に執行し、良質な区民サービスを確保すること。
- (2) 労働者等の適正な労働条件の確保、安全な労働環境の整備を図ること。
- (3) 地域経済の活性化に寄与する事業者を適正に評価し、区内業者の育成を図ること。
- (4) 入札及び契約の過程並びに契約内容の透明性並びに公正、公平な競争を確保すること。
- (5) 談合その他の不正行為の排除を徹底すること。

(区の責務)

第4条 区は、前条に定める基本方針（以下「基本方針」という。）にのっとり、公契約に係る総合的な施策を講じなければならない。

- 2 区は、基本方針にのっとり、地域経済の活性化のため、区内事業者が積極的に競争に参加できる仕組みを作らなければならない。
- 3 区は、別に定める工事成績評価制度により、公契約の安全性と優良な品質を確保しなければならない。
- 4 区は、公契約の発注に際し、労働者等の労働条件の確保、労働環境整備に留意するよう、契約の相手方となる者に対し要請しなければならない。

(受注者の責務)

第5条 受注者は、公契約を受注するものとして社会的な責任を自覚し、法令等を遵守するとともに、前条第1項に規定する区の施策に協力するよう努めなければならない。

- 2 受注者は、労働者等の適正な労働条件の確保、労働環境の整備に努めなければならない。

第2章 公契約に定める事項等

(適用範囲)

第6条 この条例が適用される公契約の範囲は、次に掲げるものとする。

- (1) 予定価格が1億8千万円以上の工事又は製造の請負の契約
- (2) 予定価格が9千万円以上の工事又は製造の請負以外の請負の契約のうち、区長が別に定めるもの

(公契約に定める事項)

第7条 区は、公契約においては、次に掲げる事項を定めるものとし、受注者及び受注関係者は、当該事項を遵守しなければならない。

- (1) 受注者及び受注関係者は、公契約に係る業務に従事する労働者等に対し、第9条第1項の規定により区長が定める労働報酬下限額以上の賃金等を支払わなければならないこと。
- (2) 受注者は、受注関係者が労働者等に対して支払った賃金等が労働報酬下限額を下回ったときは、当該賃金等と労働報酬下限額との差額に相当する額を当該受注関係者と連帯して支払わなければならないこと。

- (3) 受注者は、公契約に係る業務に従事する労働者等の氏名、職種、従事した時間その他規則で定める事項を記載した台帳を作成し、当該記載事項について、区長が指定する期日までに報告しなければならないこと。
- (4) 受注者は、次に掲げる事項を公契約に係る業務が実施される作業場の見やすい場所に掲示し、若しくは備え付け、又は書面を交付することにより労働者等に周知しなければならないこと。
 - ア この条例の適用を受ける労働者等の範囲
 - イ 第9条第1項の規定により区長が定める労働報酬下限額
 - ウ 第10条の規定による申出をする場合の申出先
- (5) 受注者は、第13条第1項の規定による報告の求め又は立入調査に応じなければならないこと。
- (6) 受注者は、第14条第1項に規定する是正措置を講ずるよう求められた場合には、速やかに是正の措置を講じ、当該措置について、区長が定める期日までに、区長に報告すること。
- (7) 受注者が次条各号の規定に該当するときは、区は、公契約を解除することができること。
- (8) 前号の規定による公契約の解除により受注者に損害が生じても、区は、その損害を賠償する責任を負わないこと。
- (9) 受注者がこの条例の規定に違反し、公契約を解除したときは、違約金を徴収することができること。

(契約解除)

第8条 区は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、公契約を解除することができる。

- (1) 第13条第1項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同条第1項の規定による調査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは質問に対して答弁せず、若しくは虚偽の答弁をしたとき。
- (2) 第14条第1項の規定による命令に従わないとき。
- (3) 第14条第2項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。

第3章 公契約に従事する労働者等の労働条件の確保等

(労働報酬下限額)

第9条 区長は、最低賃金法（昭和34年法律第137号）に定める賃金のほか、次の各号に掲げる契約の種類ごとに当該各号に定める額その他の事情を勘案して、公契約に適用する労働報酬下限額を定めるものとする。

- (1) 工事又は製造の請負の契約 区が工事費の積算に用いる公共工事設計労務単価
- (2) 工事又は製造の請負以外の請負の契約 国土交通省が国の建築保全業務を委託する際の費用の積算に用いるため毎年度決定する建築保全業務労務単価、生活保護法（昭和25年法律第144号）第8条第1項に規定する厚生労働大臣の定める基準において区に適用される額その他の公的機関が定める基準及び区に勤務す

る臨時職員の賃金単価等

2 区長は、労働報酬下限額を定めようとするときは、第12条に規定する足立区労働報酬審議会の意見を聴かななければならない。

3 区長は、労働報酬下限額を定めた場合は、これを告示する。

(労働者等の申出)

第10条 労働者等は、賃金等が支払われるべき日において、支払われるべき当該賃金等が支払われていない場合又は支払われた当該賃金等の額が前条の規定による労働報酬下限額を下回る場合は、区長又は受注者若しくは受注関係者にその事実を申し出ることができる。

(不利益取扱いの禁止)

第11条 受注者及び受注関係者は、前条の規定による申出があった場合は、誠実に対応するとともに、当該労働者等が当該申出をしたことを理由に、解雇、請負契約の解除その他不利益な取扱いをしてはならない。

(労働報酬審議会)

第12条 労働報酬下限額について調査、審議するため、区長の附属機関として足立区労働報酬審議会（以下「労働報酬審議会」という。）を設置する。

2 労働報酬審議会は、委員6人以内をもって組織する。

3 委員は、事業者、労働者及び学識経験を有するもののうちから、区長が委嘱する。

4 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合における後任委員の任期は、前任者の残任期間とする。

5 前各項に定めるもののほか、労働報酬審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

第4章 公契約の適正な履行の確保

(報告及び立入調査)

第13条 区長は、第10条の規定による申出があったとき、又はこの条例に定める事項の遵守状況を確認するため必要があると認めるときは、受注者に対して報告を求め、又は区の職員に受注者の事業所等へ立ち入り、労働者等の労働条件が分かる書類その他の物件を調査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

2 前項の規定により立入調査する職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。

(是正措置)

第14条 区長は、前条第1項の報告及び立入調査の結果、受注者及び受注関係者がこの条例の規定に違反していると認めるときは、受注者に対して速やかに当該違反を是正するために必要な措置を講ずることを命じることができる。

2 受注者は、前項の規定により違反を是正するために必要な措置を講ずることを命じられた場合には、速やかに是正の措置を講ずるものとし、区長は、当該措置について、区長が定める期日までに、報告を求めることができる。

(公表)

第15条 区長は、第8条の規定により公契約の解除をしたとき、又は公契約の終了後に受注者がこの条例の規定に違反したことが判明したときは、その旨を区長が定めるところにより公表することができる。

2 公表する事項及び方法は、規則で定める。

第5章 公契約等審議会

(公契約等審議会)

第16条 入札及び契約手続における公正性、透明性を確保し、この条例を適切に運用するため、区長の附属機関として足立区公契約等審議会（以下「公契約等審議会」という。）を設置する。

2 公契約等審議会は、次に掲げる事項を所掌する。

(1) 入札及び契約手続の運用状況について、調査、審議すること。

(2) 入札及び契約手続に関する苦情申立てについて、調査、審議すること。

(3) 前2号のほか、この条例の運用状況、区の契約制度の適正なあり方について、調査、審議すること。

3 公契約等審議会は、委員3人で組織する。

4 委員は、公正中立の立場で客観的に入札及び契約に関して審議及び調査を行うことができる学識経験を有する者のうちから、区長が委嘱する。

5 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合における後任委員の任期は、前任者の残任期間とする。

6 前各項に定めるもののほか、公契約等審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

第6章 補則

(指定管理者との協定)

第17条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者（以下「指定管理者」という。）と締結する公の施設の管理に関する協定で、規則で定めるものについては、この条例の適用を受ける公契約とみなして、この規定を適用する。

(委任)

第18条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、平成26年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。ただし、第12条、第16条及び付則第3項の規定は、平成25年11月1日から施行する。

(経過措置)

2 第6条から第11条まで、第13条及び第14条の規定（第17条の規定により適用する場合を含む。）は、施行日以後に公告し、又は通知する工事、製造その他の請負の契約及び同日以後に公募する指定管理者に係る公の施設の管理に関する協定について適用する。

(足立区附属機関の構成員の報酬および費用弁償に関する条例の一部改正)

- 3 足立区附属機関の構成員の報酬および費用弁償に関する条例（昭和39年足立区条例第17号）の一部を次のように改正する。

別表区長の部に次のように加える。

足立区労働報酬審議会	日額 7,000円
足立区公契約等審議会	日額 21,000円

足立区公契約条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、足立区公契約条例（平成25年足立区条例第47号。以下「条例」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則において使用する用語の意義は、条例の例による。

(公契約の範囲)

第3条 条例第6条第2号に規定する区長が別に定める契約とは、次に掲げるものとする。

- (1) 庁舎その他施設（指定管理者による管理を行わないものに限る。以下同じ。）における設備又は機器の運転又は管理の業務に関する契約
- (2) 庁舎その他施設における電話交換、受付及び案内の業務に関する契約
- (3) その他、条例の適用を受ける契約として区長が相当と認めるもの

2 前項第3号に該当する契約については、これを告示する。

(条例の規定の適用を受ける指定管理者との協定)

第4条 条例第17条に規定する条例の規定の適用を受ける指定管理者との協定は、別表に掲げる条例で設置する公の施設に係る指定管理者との協定とする。

(台帳の作成及び報告)

第5条 条例第7条第3号に規定する規則で定める台帳記載事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 公契約（指定管理者との協定を含む。以下同じ。）の件名
- (2) 公契約の履行開始日及び履行期限
- (3) 受注者の氏名（法人その他の団体にあつては名称）、担当者氏名及び連絡先
- (4) 受注関係者の氏名及び所在地（法人その他の団体にあつては名称及び代表者の氏名並びに事務所の所在地）、担当者氏名及び連絡先
- (5) 労働報酬下限額
- (6) 公契約に係る業務に従事した時間数
- (7) 労働報酬下限額に、次条に規定する算定労働時間数を乗じた基準額

2 台帳は、毎月作成しなければならない。

(算定労働時間数)

第6条 前条第1項第7号の算定労働時間数とは、労働者等が公契約に係る業務に従事した時間数に、次に掲げる時間数を加えた時間数をいう。この場合において、合計した時間数に1時間未満の端数を生じた場合は、その端数が30分以上のときは1時間とし、30分未満のときは切り捨てる。

- (1) 1日について8時間を越えて従事した時間数に100分の25を乗じた時間
- (2) 休日に従事した時間数に100分の35を乗じた時間数
- (3) 午後10時から翌日の午前5時までの間に従事した時間数に100分の25を乗じた時間数

(立入調査をする職員の証明書)

第7条 条例第13条第2項に規定する職員の身分を示す証明書は、別記様式とする。

(公表)

第8条 条例第15条第2項に規定する公表事項は、次に掲げるものとする。

- (1) 公契約の件名及び締結日
- (2) 受注者又は受注関係者の氏名及び所在地（法人その他の団体にあつては、名称及び代表者の氏名並びに事務所の所在地）
- (3) 公契約の解除をした場合は、その日及び理由
- (4) 公契約の終了後に受注者及び受注関係者が条例の規定に違反したことが判明した場合は、その違反の内容及びそれに対する措置
- (5) 前4号に掲げるもののほか、区長が必要と認める事項

2 公表は、区のホームページに掲載する方法により行うものとする。

(委任)

第9条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

付 則（平成26年2月21日規則第6号）

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

付 則（平成27年3月2日規則第9号）

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

付 則（平成27年3月27日規則第28号）

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

別表（第4条関係）

足立区立公園条例（昭和33年足立区条例第2号）
足立区立図書館条例（昭和44年足立区条例第10号）
足立区温水プール条例（昭和53年足立区条例第6号）
足立区総合スポーツセンター条例（昭和53年足立区条例第50号）
足立区地域体育館条例（昭和56年足立区条例第25号）
足立区東綾瀬公園温水プール条例（平成4年足立区条例第29号）
足立区立千寿本町小学校温水プール条例（平成4年足立区条例第57号）
足立区西新井文化ホール条例（平成5年足立区条例第55号）
足立区生涯学習センター条例（平成12年足立区条例第62号）
足立区地域学習センター条例（平成13年足立区条例第34号）
足立区文化芸術劇場条例（平成15年足立区条例第57号）
足立区における保育の利用等に関する条例（平成23年足立区条例第4号）
足立区こども未来創造館条例（平成24年足立区条例第32号）

(表)

			第	号
立入調査員証				
写 真	職 名			
	氏 名			
	生年月日	年	月	日
上記の者は、足立区公契約条例第13条 第1項及び第2項の規定により立入調査を 行う職員であることを証明する。				
有効期限	年	月	日から	
	年	月	日まで	
足立区長				印

(裏)

足立区公契約条例（抜粋）	
（報告及び立入調査）	
第13条 区長は、第10条の規定による申出があったとき、又はこの 条例に定める事項の遵守状況を確認するため必要があると認めると きは、受注者に対して報告を求め、又は区の職員に受注者の事業所等 へ立ち入り、労働者等の労働条件が分かる書類その他の物件を調査さ せ、若しくは関係者に質問させることができる。	
2 前項の規定により立入調査する職員は、その身分を示す証明書を携 帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。	

足立区労働報酬審議会規則

(趣旨)

第1条 この規則は、足立区公契約条例（平成25年足立区条例第47号。以下「条例」という。）第12条第5項の規定に基づき、足立区労働報酬審議会（以下「審議会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(会長及び副会長)

第2条 審議会に会長及び副会長を置く。

- 2 会長は、委員の互選により定め、副会長は、委員の中から会長が指名する。
- 3 会長は、審議会を代表し、審議会に関する会務を総理する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(諮問)

第3条 区長は、条例第9条第2項の規定に基づき労働報酬下限額を定めようとするときは、審議会にこれを諮問する。

- 2 諮問は、審議会の調査、審議に必要な資料を添えて文書により行う。

(審議会の会議)

第4条 審議会の会議は、会長が招集し、会長がその議長となる。

- 2 審議会の会議は、委員の過半数が出席し、かつ、事業者である委員、労働者である委員及び学識経験者である委員のそれぞれ1人以上が出席しなければ、これを開くことができない。
- 3 審議会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 審議会の会議は公開とする。ただし、足立区情報公開条例（平成12年足立区条例第91号）第8条各号に掲げる情報に該当すると認められる事項を審議する場合にあっては、審議会の議決により、非公開とすることができる。

(答申)

第5条 審議会は、諮問された案件の調査、審議を終えたときは、遅滞なく答申書を作成し、区長に提出することとする。

(守秘義務)

第6条 審議会の委員は、その職務に関し知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(庶務)

第7条 審議会の庶務は、総務部契約課において処理をする。

(委任)

第8条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

付 則

- 1 この規則は、平成25年11月15日から施行する。
- 2 条例第12条第3項の規定により委員が委嘱された後最初に招集すべき審議会の会議は、第4条第1項の規定にかかわらず、区長が招集する。

足立区公契約等審議会規則

(趣旨)

第1条 この規則は、足立区公契約条例（平成25年足立区条例第47号。以下「条例」という。）第16条第6項の規定に基づき、足立区公契約等審議会（以下「審議会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(会長及び副会長)

第2条 審議会に会長及び副会長を置く。

- 2 会長は、委員の互選により定め、副会長は、委員の中から会長が指名する。
- 3 会長は、審議会を代表し、審議会に関する会務を総理する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(審議会の会議)

第3条 審議会の会議は、会長が招集し、会長がその議長となる。

- 2 審議会は、委員の2人以上の出席がなければ、会議を開くことができない。
- 3 審議会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 審議会の会議は公開とする。ただし、足立区情報公開条例（平成12年足立区条例第91号）第8条各号に掲げる情報に該当すると認められる事項を審議する場合にあっては、審議会の議決により、非公開とすることができる。

(意見聴取)

第4条 審議会は、必要があると認めるときは、関係人の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(報告)

第5条 審議会は、所掌する事項の調査、審議を終えたときは、報告書を作成し、区長に提出するものとする。

(守秘義務)

第6条 審議会の委員は、その職務に関し知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(除斥)

第7条 審議会の委員は、自己又は父母、祖父母、配偶者、子、孫若しくは兄弟姉妹の利害に関係ある事案については、議事に加わることはできない。

(庶務)

第8条 審議会の庶務は、総務部契約課において処理をする。

(委任)

第9条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

付 則

- 1 この規則は、平成25年11月15日から施行する。
- 2 条例第16条第4項の規定により委員が委嘱された後最初に招集すべき審議会の会議は、第3条第1項の規定にかかわらず、区長が招集する。

公契約約款特約条項（工事請負契約）

（労働報酬の支払）

第1条 受注者及び受注関係者は、足立区公契約条例（平成25年足立区条例第47号。以下「条例」という。）第2条第4号に規定する労働者等（以下「労働者等」という。）に対し、条例第9条第1項に規定する額（以下「労働報酬下限額」という。）以上の賃金等を支払わなければならない。

（受注者の連帯責任）

第2条 受注者は、受注関係者が労働者等に対して支払った賃金等が労働報酬下限額を下回ったときは、当該賃金等と労働報酬下限額との差額に相当する額を当該受注関係者と連帯して支払わなければならない。

（台帳の整備等）

第3条 受注者は、公契約に係る業務に従事する労働者等の氏名、職種、従事した時間その他足立区公契約条例施行規則（平成25年足立区規則第6号）で定める事項を記載した台帳（以下「台帳」という。）を作成し、公契約に係る業務が実施される作業場（以下「作業場」という。）その他適当な場所に備えなければならない。

2 受注者は、台帳の記載事項を区長が指定する期日までに報告しなければならない。

（労働者等への周知）

第4条 受注者は、次に掲げる事項を作業場の見やすい場所に掲示し、若しくは備え付け、又は書面を交付することにより労働者等に周知しなければならない。

- (1) 労働者等の範囲
- (2) 労働報酬下限額
- (3) 条例第10条の規定による申出をする場合の申出先

（報告及び立入検査）

第5条 区長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、受注者に対して報告を求め、又は区の職員に受注者の事業所等へ立ち入り、労働者等の労働条件が分かる書類その他の物件を調査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

- (1) 労働者等から条例第10条の規定による申出があったとき。
- (2) 条例に定める事項の遵守状況を確認するため必要があると認めるとき。

（是正措置）

第6条 区長は、前条の報告及び立入検査の結果、受注者又は受注関係者が条例の規定に違反していると認めるときは、当該受注者に対して速やかに当該違反を是正するために必要な措置を講ずることを命じることができる。

2 受注者は、前項の規定により違反を是正するために必要な措置を講ずることを命じられた場合には、速やかに是正の措置を講ずるとともに、区長が定める期日までに、報告しなければならない。

（公契約の解除）

第7条 区長は、受注者又は受注関係者が次の各号の規定に該当するときは、契約を解除

することができる。

(1) 第5条の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同条の規定による調査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは質問に対して答弁せず、若しくは虚偽の答弁をしたとき。

(2) 前条第1項の規定による命令に従わないとき。

(3) 前条第2項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。

(損害賠償)

第8条 前条の規定による契約の解除により受注者に損害が生じても、区は、その損害を賠償する責任を負わない。

(違約金)

第9条 区長は、第7条の規定により契約を解除したときは、違約金を徴収することができる。この場合において、工事請負契約約款第45条第2項及び第3項の規定を準用する。

(受注者の責務)

第10条 受注者は、公契約を受注するものとして社会的な責任を自覚し、法令等を遵守するとともに、条例第4条第1項に規定する区の施策に協力するよう努めなければならない。

2 受注者は、労働者等の適正な労働条件の確保、労働環境の整備に努めなければならない。

(不利益取扱いの禁止)

第11条 受注者及び受注関係者は、労働者等から賃金等に関する申出があった場合は、誠実に対応するとともに、当該労働者等が当該申出をしたことを理由に、解雇、請負契約の解除その他不利益な取扱いをしてはならない。

公契約約款特約条項（業務委託契約）

（労働報酬の支払）

第1条 受注者及び受注関係者は、足立区公契約条例（平成25年足立区条例第47号。以下「条例」という。）第2条第4号に規定する労働者等（以下「労働者等」という。）に対し、条例第9条第1項に規定する額（以下「労働報酬下限額」という。）以上の賃金等を支払わなければならない。

（受注者の連帯責任）

第2条 受注者は、受注関係者が労働者等に対して支払った賃金等が労働報酬下限額を下回ったときは、当該賃金等と労働報酬下限額との差額に相当する額を当該受注関係者と連帯して支払わなければならない。

（台帳の整備等）

第3条 受注者は、公契約に係る業務に従事する労働者等の氏名、職種、従事した時間その他足立区公契約条例施行規則（平成25年足立区規則第6号）で定める事項を記載した台帳（以下「台帳」という。）を作成し、公契約に係る業務が実施される作業場（以下「作業場」という。）その他適当な場所に備えなければならない。

2 受注者は、台帳の記載事項を区長が指定する期日までに報告しなければならない。

（労働者等への周知）

第4条 受注者は、次に掲げる事項を作業場の見やすい場所に掲示し、若しくは備え付け、又は書面を交付することにより労働者等に周知しなければならない。

- （1）労働者等の範囲
- （2）労働報酬下限額
- （3）条例第10条の規定による申出をする場合の申出先

（報告及び立入検査）

第5条 区長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、受注者に対して報告を求め、又は区の職員に受注者の事業所等へ立ち入り、労働者等の労働条件が分かる書類その他の物件を調査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

- （1）労働者等から条例第10条に規定による申出があったとき。
- （2）条例に定める事項の遵守状況を確認するため必要があると認めるとき。

（是正措置）

第6条 区長は、前条の報告及び立入検査の結果、受注者又は受注関係者が条例の規定に違反していると認めるときは、当該受注者に対して速やかに当該違反を是正するために必要な措置を講ずることを命じることができる。

2 受注者は、前項の規定により違反を是正するために必要な措置を講ずることを命じられた場合には、速やかに是正の措置を講ずるとともに、区長が定める期日までに、報告しなければならない。

（公契約の解除）

第7条 区長は、受注者又は受注関係者が次の各号の規定に該当するときは、契約を解除

することができる。

- (1) 第5条の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同条の規定による調査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは質問に対して答弁せず、若しくは虚偽の答弁をしたとき。
- (2) 前条第1項の規定による命令に従わないとき。
- (3) 前条第2項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。

(損害賠償)

第8条 前条の規定による契約の解除により受注者に損害が生じても、区は、その損害を賠償する責任を負わない。

(違約金)

第9条 区長は、第7条の規定に違反し契約を解除したときは、違約金を徴収することができる。この場合において、委託契約約款第13条第2項から第7項の規定を準用する。

(受注者の責務)

第10条 受注者は、公契約を受注するものとして社会的な責任を自覚し、法令等を遵守するとともに、条例第4条第1項に規定する区の施策に協力するよう努めなければならない。

2 受注者は、労働者等の適正な労働条件の確保、労働環境の整備に努めなければならない。

(不利益取扱いの禁止)

第11条 受注者及び受注関係者は、労働者等から賃金等に関する申出があった場合は、誠実に対応するとともに、当該労働者等が当該申出をしたことを理由に、解雇、請負契約の解除その他不利益な取扱いをしてはならない。

公契約約款特約条項（指定管理協定）

（労働報酬の支払い）

第1条 指定管理者（以下「受注者」という。）及び受注関係者は、足立区公契約条例（平成25年足立区条例第47号。以下「条例」という。）第2条第4号に規定する労働者等（以下「労働者等」という。）に対し、条例第9条第1項に規定する額（以下「労働報酬下限額」という。）以上の賃金等を支払わなければならない。

（受注者の連帯責任）

第2条 受注者は、受注関係者が労働者等に対して支払った賃金等が労働報酬下限額を下回ったときは、当該賃金等と労働報酬下限額との差額に相当する額を当該受注関係者と連帯して支払わなければならない。

（台帳の整備等）

第3条 受注者は、公契約に係る業務に従事する労働者等の氏名、職種、従事した時間その他足立区公契約条例施行規則（平成25年足立区規則第6号）で定める事項を記載した台帳（以下「台帳」という。）を作成し、公契約に係る業務が実施される作業場（以下「作業場」という。）その他適当な場所に備えなければならない。

2 受注者は、台帳の記載事項を区長が指定する期日までに報告しなければならない。

（労働者等への周知）

第4条 受注者は、次に掲げる事項を作業場の見やすい場所に掲示し、若しくは備え付け、又は書面を交付することにより労働者等に周知しなければならない。

- (1) 労働者等の範囲
- (2) 労働報酬下限額
- (3) 条例第10条の規定による申出をする場合の申出先

（報告及び立入検査）

第5条 区長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、受注者に対して報告を求め、又は区の職員に受注者の事業所等へ立ち入り、労働者等の労働条件が分かる書類その他の物件を調査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

- (1) 労働者等から条例第10条の規定による申出があったとき。
- (2) 条例に定める事項の遵守状況を確認するため必要があると認めるとき。

（是正措置）

第6条 区長は、前条の報告及び立入検査の結果、受注者又は受注関係者が条例の規定に違反していると認めるときは、当該受注者に対して速やかに当該違反を是正するために必要な措置を講ずることを命じることができる。

2 受注者は、前項の規定により違反を是正するために必要な措置を講ずることを命じられた場合には、速やかに是正の措置を講ずるとともに、区長が定める期日までに、報告しなければならない。

（協定の解除等）

第7条 区長は、受注者又は受注関係者が次の各号のいずれかに該当するときは、指定管

理に係る協定を解除するとともに、指定管理者の指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部又は一部の停止を命ずることができる。

(1) 第5条の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同条の規定による調査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは質問に対して答弁せず、若しくは虚偽の答弁をしたとき。

(2) 前条第1項の規定による命令に従わないとき。

(3) 前条第2項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。

(損害賠償)

第8条 前条の規定による指定の取り消し、又は管理の業務の全部又は一部の停止により受注者に損害が生じても、区は、その損害を賠償する責任を負わない。

(違約金)

第9条 区長は、第7条の規定により指定管理に係る協定を解除するとともに、指定管理者の指定を取り消したときは、違約金を徴収することができる。この場合において、〇〇〇の管理に関する基本協定書第〇条(第〇項)の規定を準用する。(※)

(受注者の責務)

第10条 受注者は、公契約を受注するものとして社会的な責任を自覚し、法令等を遵守するとともに、条例第4条第1項に規定する区の施策に協力するよう努めなければならない。

2 受注者は、労働者等の適正な労働条件の確保、労働環境の整備に努めなければならない。

(不利益取扱いの禁止)

第11条 受注者及び受注関係者は、労働者等から賃金等に関する申出があった場合は、誠実に対応するとともに、当該労働者等が当該申出をしたことを理由に、解雇、請負契約の解除その他不利益な取扱いをしてはならない。

※ 第9条の指定の取消しによる違約金の規定については、基本協定書の内容により条文が相違することがあります。上記の記載は参考例となります。

労働基準法（昭和二十二年四月七日法律第四十九号）（抜粋）

（定義）

第九条 この法律で「労働者」とは、職業の種類を問わず、事業又は事務所（以下「事業」という。）に使用される者で、賃金を支払われる者をいう。

第十一条 この法律で賃金とは、賃金、給料、手当、賞与その他名称の如何を問わず、労働の対償として使用者が労働者に支払うすべてのものをいう。

（時間外、休日及び深夜の割増賃金）

第三十七条 使用者が、第三十三条又は前条第一項の規定により労働時間を延長し、又は休日に労働させた場合においては、その時間又はその日の労働については、通常の労働時間又は労働日の賃金の計算額の二割五分以上五割以下の範囲内でそれぞれ政令で定める率以上の率で計算した割増賃金を支払わなければならない。ただし、当該延長して労働させた時間が一箇月について六十時間を超えた場合においては、その超えた時間の労働については、通常の労働時間の賃金の計算額の五割以上の率で計算した割増賃金を支払わなければならない。

- ② 前項の政令は、労働者の福祉、時間外又は休日の労働の動向その他の事情を考慮して定めるものとする。
- ③ 使用者が、当該事業場に、労働者の過半数で組織する労働組合があるときはその労働組合、労働者の過半数で組織する労働組合がないときは労働者の過半数を代表する者との書面による協定により、第一項ただし書の規定により割増賃金を支払うべき労働者に対して、当該割増賃金の支払に代えて、通常の労働時間の賃金が支払われる休暇（第三十九条の規定による有給休暇を除く。）を厚生労働省令で定めるところにより与えることを定めた場合において、当該労働者が当該休暇を取得したときは、当該労働者の同項ただし書に規定する時間を超えた時間の労働のうち当該取得した休暇に対応するものとして厚生労働省令で定める時間の労働については、同項ただし書の規定による割増賃金を支払うことを要しない。
- ④ 使用者が、午後十時から午前五時まで（厚生労働大臣が必要であると認める場合においては、その定める地域又は期間については午後十一時から午前六時まで）の間において労働させた場合においては、その時間の労働については、通常の労働時間の賃金の計算額の二割五分以上の率で計算した割増賃金を支払わなければならない。
- ⑤ 第一項及び前項の割増賃金の基礎となる賃金には、家族手当、通勤手当その他厚生労働省令で定める賃金は算入しない。

労働基準法施行規則（昭和二十二年八月三十日号外厚生省令第二十三号）（抜粋）

（深夜業の割増賃金）

第二十条 法第三十三条又は法第三十六条第一項の規定によつて延長した労働時間が午後十時から午前五時（厚生労働大臣が必要であると認める場合は、その定める地域又は期間については午後十一時から午前六時）までの間に及ぶ場合においては、使用者はその時間の労働については、第十九条第一項各号の金額にその労働時間数を乗じた金額の五割以上（その時間の労働のうち、一箇月について六十時間を超える労働時間の延長に係るものについては、七割五分以上）の率で計算した割増賃金を支払わなければならない。

② 法第三十三条又は法第三十六条第一項の規定による休日の労働時間が午後十時から午前五時（厚生労働大臣が必要であると認める場合は、その定める地域又は期間については午後十一時から午前六時）までの間に及ぶ場合においては、使用者はその時間の労働については、前条第一項各号の金額にその労働時間数を乗じた金額の六割以上の率で計算した割増賃金を支払わなければならない。

（割増賃金の基礎となる賃金に算入しない賃金）

第二十一条 法第三十七条第五項の規定によつて、家族手当及び通勤手当のほか、次に掲げる賃金は、同条第一項及び第四項の割増賃金の基礎となる賃金には算入しない。

- 一 別居手当
- 二 子女教育手当
- 三 住宅手当
- 四 臨時に支払われた賃金
- 五 一箇月を超える期間ごとに支払われる賃金

**労働基準法第三十七条第一項の時間外及び休日の割増賃金に係る率の最低限度を定める
政令〔平成六年一月四日政令第五号〕**

内閣は、労働基準法（昭和二十二年法律第四十九号）第三十七条第一項の規定に基づき、この政令を制定する。

労働基準法第三十七条第一項の政令で定める率は、同法第三十三条又は第三十六条第一項の規定により延長した労働時間の労働については二割五分とし、これらの規定により労働させた休日の労働については三割五分とする。

附 則

この政令は、平成六年四月一日から施行する。

附 則〔平成十一年一月二九日政令第一六号〕

この政令は、平成十一年四月一日から施行する。

附 則〔平成十二年六月七日政令第三〇九号抄〕

（施行期日）

- 1 この政令は、内閣法の一部を改正する法律（平成十一年法律第八十八号）の施行の日（平成十三年一月六日）から施行する。ただし、附則第三項の規定は、公布の日から施行する。

最低賃金法（昭和三十四年四月十五日法律第百三十七号）（抜粋）

（最低賃金の減額の特例）

第七条 使用者が厚生労働省令で定めるところにより都道府県労働局長の許可を受けたときは、次に掲げる労働者については、当該最低賃金において定める最低賃金額から当該最低賃金額に労働能力その他の事情を考慮して厚生労働省令で定める率を乗じて得た額を減額した額により第四条の規定を適用する。

- 一 精神又は身体の障害により著しく労働能力の低い者
- 二 試の使用期間中の者
- 三 職業能力開発促進法（昭和四十四年法律第六十四号）第二十四条第一項の認定を受けて行われる職業訓練のうち職業に必要な基礎的な技能及びこれに関する知識を習得させることを内容とするものを受ける者であつて厚生労働省令で定めるもの
- 四 軽易な業務に従事する者その他の厚生労働省令で定める者

最低賃金法施行規則（昭和三十四年七月十日労働省令第16号）（抜粋）

（最低賃金の減額の特例）

第三条 法第七条第三号の厚生労働省令で定める者は、職業能力開発促進法施行規則（昭和四十四年労働省令第二十四号）第九条に定める普通課程若しくは短期課程（職業に必要な基礎的な技能及びこれに関する知識を習得させるためのものに限る。）の普通職業訓練又は同条に定める専門課程の高度職業訓練を受ける者であつて、職業を転換するために当該職業訓練を受けるもの以外のものとする。

- 2 法第七条第四号の厚生労働省令で定める者は、軽易な業務に従事する者及び断続的労働に従事する者とする。ただし、軽易な業務に従事する者についての同条の許可は、当該労働者の従事する業務が当該最低賃金の適用を受ける他の労働者の従事する業務と比較して特に軽易な場合に限り、行うことができるものとする。

第四条 法第七条の許可を受けようとする使用者は、許可申請書を当該事業場の所在地を管轄する労働基準監督署長を経由して都道府県労働局長に提出しなければならない。

- 2 前項の許可申請書は、法第七条第一号の労働者については様式第一号、同条第二号の労働者については様式第二号、同条第三号の労働者については様式第三号、前条第二項の軽易な業務に従事する者については様式第四号、同項の断続的労働に従事する者については様式第五号によるものとする。

足立区職員の給与に関する条例（昭和五十年三月三十一日条例第十三号）（抜粋）

（臨時職員の給与）

第25条 臨時的に任用される職員の給与は、任命権者が職員の給与との均衡を考慮し、予算の範囲内で人事委員会の承認を得て定める。

2 前項の職員に対しては、他の条例に別段の定めがない限り、前項に定める給与を除くほか、いかなる給与も支給しない。

臨時職員取扱要綱（抜粋）

（賃金）

第11条 賃金については時間給とし、予算の範囲内において支給する。ただし、1日を単位として雇用された臨時職員の賃金については日額とする。

2 1日を単位として雇用された臨時職員が、定められた勤務時間の一部について勤務しなかったときは、賃金の日額を1日の勤務時間で除して得た額に勤務時間を乗じた賃金を支給する。

地方自治法（昭和二十二年四月十七日法律第六十七号）（抜粋）

（公の施設）

第二百四十四条 普通地方公共団体は、住民の福祉を増進する目的をもってその利用に供するための施設（これを公の施設という。）を設けるものとする。

- 2 普通地方公共団体（次条第三項に規定する指定管理者を含む。次項において同じ。）は、正当な理由がない限り、住民が公の施設を利用することを拒んではならない。
- 3 普通地方公共団体は、住民が公の施設を利用することについて、不当な差別的取扱いをしてはならない。

（公の施設の設置、管理及び廃止）

第二百四十四条の二 普通地方公共団体は、法律又はこれに基づく政令に特別の定めがあるものを除くほか、公の施設の設置及びその管理に関する事項は、条例でこれを定めなければならない。

2 （省略）

- 3 普通地方公共団体は、公の施設の設置の目的を効果的に達成するため必要があると認めるときは、条例の定めるところにより、法人その他の団体であつて当該普通地方公共団体が指定するもの（以下本条及び第二百四十四条の四において「指定管理者」という。）に、当該公の施設の管理を行わせることができる。

4～9 （省略）

- 10 普通地方公共団体の長又は委員会は、指定管理者の管理する公の施設の管理の適正を期するため、指定管理者に対して、当該管理の業務又は経理の状況に関し報告を求め、実地について調査し、又は必要な指示をすることができる。

- 11 普通地方公共団体は、指定管理者が前項の指示に従わないときその他当該指定管理者による管理を継続することが適当でないと認めるときは、その指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部又は一部の停止を命ずることができる。